

豊岡市地域福祉計画の取組状況一覧

(1) 地域での支え合い活動		役割	実績	今後の取組み
①地域の支え合い・見守り活動の推進				
住民の主体的な地域づくり	①ー1 支え合いの地域づくりの推進	<p>①地域課題の早期発見や早期対応を支援 【地域福祉係】 研修会（グループワーク） 民生委員活動の課題を把握するため、グループワークを実施し、今後の取組みとし「民生委員児童委員をはじめ、民生・児童協力員、福祉委員等が連携・協働することで、情報・ニーズをキャッチし、専門機関との協力のもと対応する。」ことを強化することとなった。 こんにちは赤ちゃん訪問事業 民生委員児童委員が生後4か月までの新生児家庭訪問を通じて、子育て情報の提供、子育て不安の解消、児童虐待の早期発見フォローなどの子育て家庭への支援を行った。 合同研修会（竹野 市民福祉課） 民生委員児童委員、民生児童協力委員、福祉委員の合同研修会がきっかけとなり、民生委員児童委員担当地区的範囲で、地区内の民生児童協力委員、福祉委員が定期的に集まって地域課題の共有と解決に向けての話し合いを行おうという機運が高まっている。既に実施された地区もある。</p> <p>②企画・運営について助言等 【健康まちづくり推進室】 玄さん元気教室の支援 実施団体132団体、参加者約1,930人 保健師出役204回、栄養士51回、運動指導委員77回、まちづくり指導員323回</p> <p>【高齢者支援係】 ①② 市が生活支援体制整備事業として委託している第2層生活支援コーディネーターを通じて、地域課題の発見や対応のプラットフォームであり、社会参加の機会の一つであるサロン・カフェ等の集いの場の立上げや機能充実を支援した。また、生活支援コーディネーターが地区に入り支援することにより、住民による地域課題解決力の強化につながる。 一部で、地域住民の協議の場に参加し、情報共有や助言等を行った事例はあったが、全体としては十分に役割を果たせたとは言えない。</p>	<p>①地域課題の早期発見や早期対応を支援 【地域福祉係】 研修会（グループワーク） 民生委員活動の課題を把握するため、グループワークを実施し、今後の取組みとし「民生委員児童委員をはじめ、民生・児童協力員、福祉委員等が連携・協働することで、情報・ニーズをキャッチし、専門機関との協力のもと対応する。」ことを強化することとなった。 こんにちは赤ちゃん訪問事業 民生委員児童委員が生後4か月までの新生児家庭訪問を通じて、子育て情報の提供、子育て不安の解消、児童虐待の早期発見フォローなどの子育て家庭への支援を行った。 合同研修会（竹野 市民福祉課） 民生委員児童委員、民生児童協力委員、福祉委員の合同研修会がきっかけとなり、民生委員児童委員担当地区的範囲で、地区内の民生児童協力委員、福祉委員が定期的に集まって地域課題の共有と解決に向けての話し合いを行おうという機運が高まっている。既に実施された地区もある。</p> <p>②企画・運営について助言等 【健康まちづくり推進室】 玄さん元気教室の支援 実施団体132団体、参加者約1,930人 保健師出役204回、栄養士51回、運動指導委員77回、まちづくり指導員323回</p> <p>【高齢者支援係】 ①② 市が生活支援体制整備事業として委託している第2層生活支援コーディネーターを通じて、地域課題の発見や対応のプラットフォームであり、社会参加の機会の一つであるサロン・カフェ等の集いの場の立上げや機能充実を支援した。また、生活支援コーディネーターが地区に入り支援することにより、住民による地域課題解決力の強化につながる。 一部で、地域住民の協議の場に参加し、情報共有や助言等を行った事例はあったが、全体としては十分に役割を果たせたとは言えない。</p>	<p>【地域福祉係】 ① ・こんにちは赤ちゃん訪問事業については、民生児童委員の活動の周知をしながら健康増進課と連携をとりながら継続していく。 ・社会福祉協議会と連携し、民生委員児童委員、民生児童協力委員、福祉委員との連携が更に深まるための支援を行う。</p> <p>【健康まちづくり推進室】 お世話役交流会の開催（H30年度実施予定）</p> <p>【健康まちづくり推進室】 ②玄さん元気教室の更なる支援（H30年度末目標175団体）</p> <p>【高齢者支援係】 ①②第2層生活支援コーディネーター等を通じて、集いの場の新規開設に加え、既存の集いの場の質的充実に努める。 また、第2層生活支援コーディネーターと「支え合いの地域づくり」の推進方針を検討する。</p>
	②企画・運営について助言等 (活用可能な制度の情報提供等)	<p>①住民交流の場づくりを積極的にすすめ、また活動支援を行うことで、課題の早期発見や早期対応に努める</p> <p>②課題解決に向け、専門職と住民との話し合いをすすめる</p> <p>③企画・運営について助言等 (活用可能な制度の情報提供等)</p>	<p>支え合いの地域づくりの推進に向けては、①集いの場・つながりの場の運営として居場所づくり（サロン・ふれあい喫茶等）の推進を図り、②見守りの場・話し合いの場の運営としては、自治会単位での見守りの体制づくりに向けて、住民同士が話し合う「見守り会議（福祉委員会）」の推進を図り、③生活支援の場の運営としては、身近な地域で困りごとや手助け等に対応（ボランティア含む）できる体制づくりの推進を図った。今年度は空き屋等を活用した毎日型の住民交流拠点の支援（憩いの場ミドリヤ）も実施した。 また、地域コミュニティ組織福祉部における協議の場（福祉部会、打合せ等）に参画し、地区単位における支え合い活動の構築も進めた。</p> <p>①住民交流の場づくりを積極的にすすめ、また活動支援を行うことで、課題の早期発見や早期対応に努める ②課題解決に向け、専門職と住民との話し合いをすすめる 市社協の役割として、居場所や見守り体制を進めることで住民自身の課題の早期発見につながり、早期対応という点で専門機関と連携した対応にもつながっている。具体的には、居場所や見守り会議に社協職員が参加し、住民からの課題の投げかけに対して対応するといった支援体制も構築されつつある。</p> <p>③企画・運営について助言等 (活用可能な制度の情報提供等) 居場所や話し合いの場が継続できるように、居場所に社協職員が訪問し、相談に乗ったり助言する等、継続支援に力を入れた。また、新規に活動を行う場合等には計画的な支援を行い、活動開始をサポートした。 H29年度（12月現在） ○居場所（サロン、喫茶、玄さん体操）：220カ所（重複した活動もあり） ○見守り会議（話し合いの場）：86カ所</p>	<p>さらに支え合いの地域づくりの体制を拡大していくために、居場所や見守り会議の新たな活動の実施及び継続支援による地域全体の課題解決機能の向上を図るとともに、社協職員による地域へのアウトリーチによる取組み支援（専門機関の支援）活動を拡大し、早期発見・早期対応を行う。</p>

豊岡市地域福祉計画の取組状況一覧

(1) 地域での支え合い活動		役 割	実 績	今後の取組み
①地域の支え合い・見守り活動の推進	②公共交通についての理解の周知			
住民の主体的な地域づくり	①-2 地域主体の公共交通の推進 人口減少等を背景として、公共交通の確保が困難な地域では、市や交通事業所だけの取組みでは限界がきており、企業、事務所、行政区、住民等による、「乗って守る地域の公共交通」が求められている。住民で組織する運営協議会が主体となり、市が支援しながら、交通不便地域の移動手段の確保に努める。 ●地域主体の公共交通「チクタク」の推進 チクタクは利用予約受付から運転まで住民が実施している。チクタクのボランティア活動は住民が地域活動に関わるきっかけ、地域課題に触れる機会となる。 ●市営バス「イナカー」の運行 路線バスの撤退した地域をイナカーが引き続き運行する。利用者は減少傾向にあるため、利用者増をめざした取組みを実施する。 公共交通を未来へ残すための住民による乗車運動も始まっており、市社協はこうした住民活動が、地域づくりにつながるよう支援する。	市	<p>①チクタク、イナカーの運行及び運行支援 ②公共交通についての理解の周知</p>	<p>【都市整備課】 ①チクタク、イナカーの運行及び運行支援（イナカー） バス事業者の経営改善として、路線バス運行が休止となった路線の代替交通として平成20年10月、「豊岡市有償旅客運送事業（通称：市営バス「イナカー」）」の運行開始。運行評価基準を定め、毎年路線の需要・探算性等の見直しを実施し、効果的な運行に留意している。 平成29年4月現在、8路線20系統で運行中。 運行評価基準を下回ったイナカー廃止路線等での移動手段確保として、地域主体の公共交通支援制度として、市町村有償運送事業（道路運送法第78条）により、市内4地域で運行中。 ②公共交通についての理解の周知 イナカー運行の全路線では、毎年2月に住民説明会を開催。現状確認と、今後の利用促進等に関する意見交換を実施している。 チクタク運行地域では、全運営協議会と随時意見交換を行い、制度周知や利便性向上等に向けた推進を行っている。</p>
		市社協	<p>①地域主体の公共交通課題への取組み支援</p>	<p>自治会単位での話し合いの場や地域コミュニティ組織における話し合いの場では、地域住民の課題として移動の問題（公共交通問題）が特に多くあげられている。</p> <p>②地域主体の公共交通課題への取組み支援 地域での交通課題に対する取組み支援として、住民による話し合いの場での課題集約や整理の支援を行い、取組み方法の検討の支援等も実施している。具体的にはイナカーウォーキングや全但バスを利用した交流事業の支援から始まり、住民主体の交通への取組み（竹野南地区、合橋地区）も支援しているが、事故の問題等の課題も大きく、広域的に支援できていない現状もある。</p> <p>・竹野南地区では、支え合い通所事業を活用した交通取組み（今後実施予定） ・合橋地区では、買い物ツアーノードの交通取組み</p>

(1) 地域での支え合い活動		役 割	実 績	今後の取組み
②心身の健康づくり・介護予防	②-1 地域主体の効果的な健康づくりの推進			
住民の主体的な地域づくり	<p>市は、健康に暮らすまちづくりをすすめ、より地域活動を活性化させるため、住民による健康づくり活動を促進する。特に「玄さん元気教室」を住民の集いの場とし、自主運営できるよう市社協と一緒に支援する。具体的には、保健師、栄養士、運動指導員、健康まちづくり指導員を派遣したり、必要物品の貸出し、世話役同士の交流機会の提供、情報提供を行う。</p> <p>②-1 地域主体の効果的な健康づくりの推進</p>	市	<p>①保健師、栄養士、運動指導員、健康まちづくり指導員の派遣</p> <p>②自主運営に向けた継続的な支援の実施</p> <p>③世話役同士の交流機会の提供や情報交換の実施</p> <p>④健康・環境ポイント制度の運営、健康づくり促進のための各種施策を実施</p> <p>⑤健康づくりに関する啓発活動（講演会、交流会等）の実施</p> <p>⑥玄さん元気教室等を通じて地域課題を共有し、課題解決に向けた支援活動を実施</p>	<p>【健康まちづくり推進室】</p> <p>①保健師、栄養士、運動指導員、健康まちづくり指導員の派遣 ②自主運営に向けた継続的な支援の実施 健康まちづくり推進室 玄さん元気教室の支援 実施団体132団体、参加者約1,930人 保健師出団204回、栄養士51回、運動指導委員77回、まちづくり指導員323回 ④健康・環境ポイント制度の運営、健康づくり促進のための各種施策を実施 健康・環境ポイント制度の実施 参加者5,566人 職場対抗“歩き”選手権の開催 参加チーム 200人 ⑤健康づくりに関する啓発活動（講演会、交流会等）の実施 玄さん元気教室啓発講演会の開催 3回開催（菅谷、城崎、八条コミュニティ）</p>
		市社協	<p>①玄さん元気教室が住民交流の場の一つとして機能するように支援を実施</p> <p>②玄さん元気教室を通じた地域課題を共有し、課題解決に向けた支援活動を実施</p>	<p>玄さん元気教室の推進に向けては、玄さん体操を住民の居場所づくりの一環（取組の一つ）として捉えて、支援活動を行った。</p> <p>①玄さん元気教室が住民交流の場の一つとして機能するように支援を実施 サロン・ふれあい喫茶とあわせて、地域での居場所づくりの一つの取組みとして、住民の検討の場や継続支援時に提案してきた。その中で、サロン・喫茶とあわせて玄さん体操に取り組んだり、別日に取り組む地域も増えてきている。</p> <p>②玄さん元気教室を通じた地域課題を共有し、課題解決に向けた支援活動を実施 社協職員が玄さん体操等に参加し、地域課題を把握することで、早期対応に向けた支援活動を行った。</p>

(1) 地域での支え合い活動		役割	実績	今後の取組み
③安全な地域のための環境整備の推進				
住民の主体的な地域づくり	③-1 地域防犯活動の充実・強化	市	<p>①ホームページ等を用いた消費者被害の情報の発信及び相談の受付</p> <p>【生活環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上に消費生活センターの業務内容と詐欺手口を掲載 ・出前講座で詐欺の手口及び防止策の紹介 ・講師を招いた市民啓発講座の実施 <p>【高齢者支援係】</p> <p>さまざまな手口の消費者被害を防ぐため、くらしの相談室や但馬消費生活センター等の関係機関と連携して、早期の情報把握や情報共有を図りました。また、市HPの「いきいき豊岡高齢者福祉ガイド」に消費者トラブルの項目を掲載し、啓発に努めました。</p>	<p>【高齢者支援係】</p> <p>消費者被害を防ぐため、くらしの相談室や但馬消費生活センター等の関係機関との連携を強化します。</p>
	●地域防犯活動の推進 市、市社協では、「あいさつ・顔見知り運動」（夏休みラジオ体操顔見知り運動等）を実施する。兵庫県では、犯罪防止のための活動や犯罪につながるおそれのある環境を改善する。「地域安全まちづくり推進員」を設置し、地域防犯等の充実に努めている。 ●消費者被害撲滅に向けた啓発の展開 市、市社協では、地域と連携し、消費者被害撲滅に向けた普及啓発に努める。	市社協	<p>①「あいさつ・顔見知り運動」による地域のつながりの活性化</p> <p>②消費者被害防止に向けた普及啓発</p> <p>①「あいさつ・顔見知り運動」による地域のつながりの活性化 「あいさつ・顔見知り運動」の啓発としては、社協のあいさつ運動キャラクターを活用し、あいさつ運動の展開を図るとともに、地域での居場所（サロン・喫茶等）の実施を推進することで、地域のつながりづくりを行った。また、住民の話し合いの場（見守り会議）において見守り・声かけ活動の具体的な方法についても検討した。</p> <p>②消費者被害防止に向けた普及啓発 消費者被害防止に向けた普及啓発については、社協全体として啓発活動は行えていないが、地域包括支援センター・障害者基幹相談支援センター・総合相談・生活支援センター・在宅介護事業所等の支援を通じて啓発を行ったり、地域での話し合いの場において啓発を行った。</p>	<p>①「あいさつ・顔見知り運動」については、地域内の声かけ・見守り活動を推進していくことで、住民同士での取組みをカタチづくっていく。</p> <p>②消費者被害防止に向けた啓発は、引き続き各種相談事業所を通じた啓発を進めて行く。</p>

(2) 協働ですすめる地域福祉		役割	実績	今後の取組み	
住民の主体的な地域づくり	①高齢者社会を見えた地域づくり ①-1 生活支援サービスの充実・強化 ●生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置による地域づくりの推進 生活支援コーディネーターの役割は、地域での支え合い活動（生活支援・介護予防サービス）の充実と強化である。そのため、住民の自発的、主体的な活動（サロン・ふれあい喫茶、見守りや話し合いの場、生活支援の場）の構築に向けた支援や担い手の養成を行う等、社会資源の開発をすすめる。 また、住民、NPO法人、協同組合、事業所等の多様な主体のネットワークによる地域課題の解決に向けた協議の場（協議体）を設置し、住民主体の活動を支援する。 そのためにも、生活支援コーディネーターは地域の中に直接入り込み、住民主体の基盤づくりをすすめる。 ●協議体（地域サポート会議）による資源開発を含む地域づくりの強化 市、市社協では、地区圏域で、地域福祉活動実践者、民生委員児童委員、事業所、NPO法人、企業等から構成される協議体（地域サポート会議）を設置し、生活支援コーディネーターと連携や補完しながら資源開発を含む地域づくりをすすめる。また、協議体の設置や運営にあたっては、地域ケア会議や地域コミュニティ組織等と連携をすすめる。	市 市社協	<p>①生活支援体制整備事業の実施</p> <p>②協議体（地域サポート会議）の設置</p> <p>③住民への自助・共助に向けた活動周知や啓発と、先進事例の広報</p> <p>①生活支援コーディネーターの配置（旧市町圏域に1名ずつ配置）</p> <p>②協議体（地域サポート会議）の運営</p> <p>③住民の相互の支え合い活動（居場所、見守りや話し合い、生活支援活動等）の構築に向けた働きかけ</p> <p>④地域状況や課題についての把握及びコーディネート</p> <p>⑤地域福祉研修会等、地域づくりに向けた啓発活動の実施</p>	<p>【高齢者支援係】 ①生活支援体制整備事業の実施 平成27年度に豊岡市社会福祉協議会に委託し、第2層生活支援コーディネーターを6人配置し、住民による地域課題解決力を強化するため、地区等で地域福祉研修会を実施した。 ※地域福祉研修会実施回数：11回（H29年12月末現在）</p> <p>②協議体（地域サポート会議）の設置 第2層生活支援コーディネーターは、様々な形で地区に入り、地域コミュニティ組織関係者や地区住民との関係づくりを進めたことで、29地区の内、25地区では地域コミュニティ組織の協議の場に参加するなど、住民の主体的な活動を支援した。 生活支援コーディネーターが支援しつつ、地区において住民が定期的に地域の課題を協議する「協議体」の機能を持った組織も一部で設置された。</p> <p>③住民への自助・共助に向けた活動周知や啓発と、先進事例の広報 生活支援コーディネーターの役割・活動や住民主体の地域づくり活動事例等を市広報に掲載し、周知に努めた。</p> <p>地域での支え合い活動をさらに活発に推進していくために、生活支援コーディネーターが中心となって、地域コミュニティ組織単位での協議体（話し合いの場）の推進から支え合い活動の構築を行っている。</p> <p>①生活支援コーディネーターの配置（旧市町圏域に1名ずつ配置） 平成27年度から生活支援コーディネーターを配置し、平成29年度からは地域での支え合い活動をさらに活性化させていくために、生活支援係を整備し、生活支援コーディネーターが協働して地域づくりを展開できる仕組みとした。</p> <p>②協議体（地域サポート会議）の運営 その中で、生活支援コーディネーターは住民の話し合いによる支え合いの仕組みづくりを実施していくために、地域コミュニティ組織福祉部の活動支援を展開することで、地区単位での話し合いの場（協議の場=協議体・地域サポート会議）の設置を働きかけ、地域コミュニティ組織福祉部を基盤とした住民による話し合いの場が広がりつつある。一方で、地域サポート会議の明確な位置付けを定めることができていないため、地域サポート会議の実施箇所等がカウントできない状況でもある。</p> <p>③住民の相互の支え合い活動（居場所、見守りや話し合い、生活支援活動等）の構築に向けた働きかけ また、話し合いの場から具体的に住民相互の支え合い活動の展開も住民と協働で目指し、協議をしたことで具体的な取組みへ構築できたところも出てきている。一方で、地域性やそれぞれの地域が抱える課題、主体的な取組みという点もあり、全体的な生活支援体制の構築とまでは進んでいない。 ・豊岡地域：八条サロン（八条地区）、なぎさカフェ（奈佐地区）、憩いの場ミドリヤ（市街地地区） ・城崎地域：みんなのカフェ ・竹野地域：喫茶よつば・ささえ愛通所事業わいわいみ・な・み（竹野南地区）、元気かえ～（中竹野地区） ・日高地域：生活支援まごのて活動・ふれあいカフェ（西気地区）、レインボーカフェ（清滝地区） ・出石地域：すまいるカフェ（弘道地区）、玄さん体操&カフェ（菅谷地区） ・但東地域：生活支援まごのて・買い物ツアーアクティビティ（合橋地区）、生活支援まごのて活動（資母地区）、空き店舗を活用した活動・いこいの杜（高橋地区） ④地域状況や課題についての把握及びコーディネート 話し合いや活動構築を行う上では、地域状況や課題の把握を行うことも必要であり、生活支援コーディネーターとして地域で行われる活動や取組み等には積極的に参加し、地域の方から話を伺う機会を持った。また、地域コミュニティ組織が実施される地域アンケートや、支え合いマップ（見守りマップ）による地域課題の集約等を協働して実施した。 ・豊岡地域：ミニマム組織福祉部として、年に1回各自治会を周り、支え合いマップを活用した課題集約（中筋地区） ・竹野地域：支え合い・防災マップを活用した課題集約（竹野地区） ・出石地域：全世帯アンケートを実施し課題集約（寺坂地区） ⑤地域福祉研修会等、地域づくりに向けた啓発活動の実施 地域づくりに向けた啓発活動は、地域福祉研修会等の研修活動を通じた人地域活動の拡大や、人材育成や情報発信等における啓発活動を実施した。 高齢者施策係 ○地域福祉研修会（社協が講師等を務めた） ・豊岡地域：中筋地区、田鶴野地区、新田地区、三江地区 ・竹野地域：竹野南地区 ・日高地域：国府地区、西気地区 ・出石地域：福住地区 ○民生委員活動の支援 市社会福祉課と協働し、豊岡民生委員児童委員協議会において、民生委員の地域活動の一環として、グループワークを2回実施し、地域活動への啓発を行った（9月25日、11月13日）。 ○映像の作成及び広報紙での活動啓発 地域活動の映像を作成することで、地域への取組み啓発とした（H29年度作成：下陰区、高屋区、塩津区、八条地区、日高区、竹野南地区）。また、市高年介護課と協働し、市広報紙で生活支援コーディネーターの役割を連載し、市民への啓発をした。</p>	<p>【高齢者支援係】 第2層協議体は、地区住民の意向に配慮しながら、全ての地区での設置を目指す。 介護予防・生活支援に関する社会資源情報を利用できるよう見える化することに取り組む。また、地域住民だけで解決困難な課題について、様々な機関と連携し解決を図るよう取り組みを進めること。</p> <p>今後も生活支援コーディネーターが中心となり、地域を含め関係機関と協働し、地域における支え合い活動の推進（地区単位での協議の場・地域サポート会議の実施、生活支援活動の実施に向けた支援）を行う。特に、住民による地域活動を展開していくためには、協議の場（話し合いの場）の構築が必須であることからも、まずはそれぞれの地区で協議の場（話し合いの場）を進めて行く。</p>

(2) 协働ですすめる地域福祉		役割	実績	今後の取組み
①高齢者社会を見すえた地域づくり	①制度運営、受託団体確保 ②関係団体等と地域との連携支援			
住民の主体的な地域づくり	<p>①-2 支え合いサービス事業の推進</p> <p>支え合いサービス事業は、住民主体、または事業所等と住民とが協働して、介護予防・生活支援サービスを公的事業として実施するものである。また、住民が介護予防・生活支援活動に関わることで、福祉力の向上もめざす。そのため、市は住民主体の自発的な助け合い活動と密接に連携を図る必要がある。</p>	市	<p>【高齢者支援係】</p> <p>①制度運営、受託団体確保 平成27年10月から各地区（旧地区公民館）に原則1カ所ずつ事業実施拠点を立ち上げ、平成29年度中に全29地区に提供体制を整備することを目標に取り組みました。目標の1/3程度にとどまった。事業実施地区以外では、事業者・住民への事業の趣旨の啓発が十分実施できなかつた。 ※生活支援事業実施カ所数：8カ所（内、H29年度新規1カ所） 通所介護事業実施カ所数：10カ所（内、H29年度新規4カ所）</p> <p>②関係団体等と地域との連携支援 民生委員・児童委員協議会、老人クラブの会合等隨時事業説明と連携依頼を行ったほか、事業の立ち上げにあたっては、生活支援コーディネーターと連携し、地区的状況に応じて、地区区長会、地域コミュニティー組織等への説明・連携要請を行つた。</p>	<p>【高齢者支援】</p> <p>出前講座、介護支援専門員連絡等専門職の会合やその他の機会を通じて、地域包括ケアシステムにおける本事業の位置づけと意義を啓発し、本事業の必要性の理解の促進を図る。 また、既受託者の実施方法等をモデルとして提示し、受託を検討する団体の参考となるように努める。</p>
		市社協	<p>①運営推進会議における生活支援コーディネーター、住民、地域包括支援センターとの連携 ②支え合いサービス事業の推進に向けた連携</p> <p>地域での支え合い活動の推進に向けた動きとして、支え合いサービス事業の推進もその一環として捉え、生活支援コーディネーターが中心となり、支え合いサービス事業者及び団体（地域組織）との協働した取組みを行つた。</p> <p>①運営推進会議における生活支援コーディネーター、住民、地域包括支援センターとの連携 運営推進会議に生活支援コーディネーターと地域包括支援センターが参加しているが、実際に運営推進会議が定期的に実施されているところは4カ所（八条地区、合橋地区、高橋地区、竹野南地区）しかなく、特に事業所が実施している地区については連携自体が出来ていないところも多い。要因としては、先ず地域コミュニティ組織における福祉活動の土台づくりや関係構築を優先して実施してきたところから、既に開始されている支え合いサービス事業所との関わりが持てていない。一方で、住民活動の一環として取り組まれた支え合いサービス事業団体とは関わりを持ちながら連携した取組みを展開している。</p> <p>②支え合いサービス事業の推進に向けた連携 支え合いサービス事業の推進に向けた連携や、協働した新たな取組みができる地域（八条地区、竹野南地区、西気地区、合橋地区、高橋地区）もあるが、実際に運営推進会議等がないところは日頃からの連携が難しい部分もでできている。実際には、実施事業所のみで展開しているところは関わりが持つらいと考えられる。 一方で、関係機関と連携した取組みを今後構築していくために、生活協同組合（生協・コープこうべ）と地域課題として大きく取り上げられている買い物支援について話し合いを2回行い、今後連携して買い物支援（移動販売、買い物ツアーア）を検討していくことになったが、生協の管理者の異動にともない現在は話が止まっている状態である。しかし、これまでの経過等も踏まえて、連携して地域づくりを進めていくために生協・医療生協・社協（生活支援コーディネーター、地域包括支援センター）の3者で2か月に1回「事業所間連絡会」を開催し、情報交換や取組みの検討も行っている。</p>	<p>今後は地区単位での協議の場（話し合いの場）を推進していくことを目標としていることからも、その様な場から支え合いサービス事業所と地域との接点をつくり、日頃から連携していく環境整備を行う。また、生協・医療生協との連携も深め、連携した地域づくりを行う。</p>

(2) 協働ですすめる地域福祉 ②要援護者・認知症高齢者等に対する支援		役割	実績	今後の取組み
住民の主体的な地域づくり	市社協			
<p>②-1 多職種間ネットワークによる重層的な見守り体制の推進</p> <p>市は、住民や事業所等での見守りから、異変等に気づいたときに専門機関に連絡が入る仕組みや、行方不明になる心配のある認知症高齢者等の事前登録制度を活用する等、早期発見、早期対応及び安全確保に取り組む。また、認知症等の啓発を通じて、住民や事業所等の認知症に対する理解の促進を図り、ネットワーク事業への登録を促すことにより、高齢者等を見守る体制づくりを推進していく。</p> <p>●見守り支援活動の実施</p> <p>地域での見守り活動の推進</p> <p>市、市社協では、住民、民生委員児童委員、事業所等と連携し、地域で見守り、支え合う体制を構築し、日常の見守り活動等を充実させ、住民等の困りごとを発見できる機会を増やす。</p> <p>また、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、要介護度の高い高齢者等に対して、「緊急通報システム」や「救急医療情報キット」を設置や配付することで、普段からの安否確認や閉じこもりを防ぐための声かけ等の定期的な実施につなげていく。</p> <p>高齢者見守りネットワーク事業（とよおかホップ見守り隊）の推進</p> <p>市は、住民や協力事業所等が、高齢者のちょっと気がかりなことに気付いたときには、区役員、民生委員児童委員等への相談や、地域包括支援センターに連絡する仕組みをつくり、住民の困りごとの早期発見や早期対応に取り組む。</p> <p>●認知症対応及び予防活動の実施</p> <p>認知症施策の推進</p> <p>市は、認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、「認知症予防のできるまち」「認知症になつても安心して暮らせるまち」をスローガンに、認知症あんしん大作戦を推進する。</p> <p>予防に効果がある施策を検討していくとともに、認知症になつても地域の中で安心して暮らせるように、「認知症ひとり歩き声かけ・保護訓練」を実施する。また、広報媒体等で認知症の正しい知識の普及・啓発を行う。</p> <p>認知症サポーターの育成及び活動の場の構築</p> <p>市、市社協では、定期的に認知症サポーター養成講座を開催し、今後も増加が予想される認知症の方が、住み慣れた地域で生活できるように、住民や関係機関が認知症に対する正しい理解を持ち、適切な対応ができるように啓発する。また、認知症サポーターが、地域での見守り活動や居場所（サロン、認知症カフェ）等で認知症の方やその家族への支援ができる仕組みづくりを推進する。</p> <p>認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業の推進</p> <p>市は、認知症等による行方不明の未然防止や行方不明時にスムーズな発見活動を行うため、行方不明になる心配のある認知症高齢者等の事前登録制度により、日頃の見守り体制を構築するとともに、警察や消防署などを含め住民、生活関連事業所等に情報を発信し、行方不明の認知症高齢者等の早期発見、保護する仕組みづくりをすすめる。あわせて、「認知症ひとり歩き声かけ・保護訓練」等の実施を促進し、認知症に対する理解啓発や地域での見守り体制の構築に向けた地域づくりをすすめていく。なお、地域を含めた認知症に対する体制づくりについては、「認知症地域支援推進員」を配置し、「認知症支援ネットワーク会議」等を実施することで、関係者や関係機関の連携を強化していく。</p>	<p>①高齢者見守りネットワーク事業の充実のため、協力事業所等への啓発</p> <p>②緊急通報システム整備事業及び救急医療情報キット配布事業の普及啓発</p> <p>③認知症地域支援推進員の設置及び認知症支援ネットワーク会議等を通じた認知症の支援体制の構築</p> <p>④認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業の普及啓発及び協力機関を通じた対応</p> <p>⑤認知症サポーター養成講座を開催するための支援</p> <p>⑥キャラバン・メイトに対する活動支援</p> <p>⑦認知症サポーター養成講座受講者のフォローアップや活動できる場の創出</p> <p>⑧広報誌やホームページ、防災行政無線等の幅広い情報媒体を活用し、認知症についての情報提供</p> <p>⑨地域包括支援センターに異変の連絡が入った場合の訪問による対応</p> <p>⑩認知症ひとり歩き声かけ・保護訓練等を通じて、地域での認知症の方が安心して暮らせる地域づくりに向けた働きかけ</p>	<p>【高齢者支援係】</p> <p>①高齢者見守りネットワーク事業の充実のため、協力事業所等への啓発</p> <p>高齢者見守りネットワーク事業の協力事業者数は289件（平成29年12月末）となっているが、H29年度は新規協力事業者はない。</p> <p>②緊急通報システム整備事業及び救急医療情報キット配布事業の普及啓発</p> <p>民生委員・児童委員等の協力のもと、緊急通報装置の貸与を行った。</p> <p>また、救急医療情報キットについては、各区長や民生委員・児童委員の協力のもと事業の周知や申込勧奨を行い、配布を行った。</p> <p>③認知症地域支援推進員の設置及び認知症支援ネットワーク会議等を通じた認知症の支援体制</p> <p>④認知症サポーター養成講座を開催するための支援</p> <p>認知症サポーター養成講座を開催し、平成29年4月～12月末まで、計31回延744人のサポートを養成した。</p> <p>⑤キャラバン・メイトに対する活動支援</p> <p>キャラバン・メイトが活動しやすいように、情報発信や連携に努めました。</p> <p>キャラバン・メイト連絡会を12月21日に開催した。</p> <p>⑥認知症サポーター養成講座受講者のフォローアップや活動できる場の創出</p> <p>認知症サポーター養成講座受講者のフォローアップや活動できる場の創出のため、特別養護老人ホーム及びグループホームでフォローアップ講座を開催した。</p> <p>⑦広報誌やホームページ、防災行政無線等の幅広い情報媒体を活用し、認知症についての情報提供</p> <p>市広報やHPにて、「認知症サポート医による巡回相談会」や「認知症家族介護教室」「家族介護支援事業」について掲載し、幅広く情報提供を行った。また、市内の認知症カフェ一覧を、医療機関・歯科医院・薬局へチラシ配布とポスター掲示を依頼し広く周知した。</p> <p>⑧認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業の普及啓発及び協力機関を通じた対応</p> <p>【防災課】</p> <p>SOSネットワーク登録者の行方不明事案が発生し、引き続き防災行政無線とよおか防災ネットを活用した情報提供を速やかに行う。</p> <p>【高齢者支援係】</p> <p>高齢者見守りネットワークの協力事業者を増やし、地域で見守る人を増やし早期に地域の役員等や地域包括支援センターに相談が入るように取り組みをすすめています。また、「認知症高齢者等見守りSOSネットワーク」の見守り事業者を増やし、見守り体制を充実させることに努める。</p> <p>事前登録者の情報共有・情報更新の仕組みづくりをすすめている。</p> <p>今後も、市広報やHP、サポーター養成講座等にて高齢者の見守り支援や認知症カフェ等の情報を発信し、より相談しやすい環境づくりと支援に努める。</p> <p>【防災課】</p> <p>SOSネットワーク登録者の行方不明事案が発生し、引き続き防災行政無線とよおか防災ネットを活用した情報提供を速やかに行う。</p> <p>【高齢者支援係】</p> <p>見守り活動については、現在取り組んでいる居場所（サロン・ふれあい喫茶、玄さん体操）等の取組み拡大による住民間のつながり（顔の見える関係）の構築と、その情報をしっかりと住民間で共有し、日頃の見守り活動等へつなげていく話し合いの場（見守り会議・福祉委員会）を拡大していくこと、そしてその中で、認知症等についても認知症サポーター養成講座や保護訓練を通じた認知症への理解も重ねて啓発をしていく。</p>		

(2) 協働ですすめる地域福祉		役割	実績	今後の取組み
住民の主体的な地域づくり	<p>③災害からいのちと暮らしを守る地域づくり</p> <p>③-1 自主防災力の強化</p> <p>市は、地域の防災力を高めるため、行政区における自主防災組織の立ち上げ支援、防災組織資機材の整備助成を実施する。具体的には、「出前講座」や「防災に関する意見交換」、「区の実情に応じた組織再編成活動」、「防災訓練」、「防災ワークショップ」等を通じ、自主防災組織の活動が活性化するよう努める。また、毎年実施する「市民総参加訓練」には自主防災組織における災害時要援護者避難支援訓練や災害時要援護者関連施設での訓練実施を促し、地域の自主防災力を担う人材育成と災害時要援護者関連施設の災害への備えの充実を図る。さらに、各地域の自主防災力を強化する活動について、地域コミュニティ組織と連携して推進していく。</p> <p>●自主防災組織への支援</p> <p>災害発生時には、自主防災組織など住民の協力（共助）が大きな力を発揮します。自主防災組織は各行政区の住民で組織され、日頃から防災訓練や資機材の点検と確認を行い、災害時には情報の収集や要援護者の避難支援のほか、土のう積みなどの水防活動を行う。</p> <p>また、平時にあっては、行政区や自主防災組織を中心に、新たに全世帯に配付された「行政区別防災マップ」を活用した地域の災害危険箇所、避難場所や避難経路等の確認、災害時要援護者登録制度に基づく、「誰が、誰を、どこに」避難させるかを事前に決めておく要援護者「個別支援計画」の作成をすすめる等、要援護者の支援体制を推進する。市は、こうした住民による自主防災力を高めるための活動を支援する。</p> <p>●災害時要援護者に対する支援活動の推進</p> <p>災害時要援護者に対して、市は、要援護者への情報提供（防災情報FAX及びとよおか防災ネット（登録型メール））や、災害時要援護者登録制度に基づく、地域での個別支援計画作成への促進等、自主防災組織等との連携を図る。</p> <p>●防災教育等を通じた災害時の体制構築</p> <p>市、市社協では、災害の特性や災害発生時の避難場所のあり方を住民間で共有し、適切な防災行動ができるように、「危険箇所」や「災害時の避難ルール」について話し合う等、地域防災力の向上を目的とした防災ワークショップの開催や、支え合いマップづくりにより地域状況や地域課題の確認を行い、隣近所の見守り・支え合いの体制を構築し、災害時の対応に反映していく。</p>	<p>①地域防災計画に基づき、災害時救援活動に取組む</p> <p>②地域防災力向上に資する地域における災害時の対応についての検討</p> <p>③災害時要援護者登録制度や防災情報FAX及びとよおか防災ネット（登録型メール）等への事前登録の働きかけ</p> <p>④要援護者避難について、福祉避難所への避難誘導方法の周知と啓発</p>	<p>②地域防災力向上に資する地域における災害時の対応についての検討</p> <p>【地域福祉係】 災害時要援護者登録制度の要援護者（避難行動要援護者、情報伝達等要援護者）のうち、特に避難行動要援護者については、個別支援計画作成を各区にお願いした。また要援護者台帳を年2回支援関係者に提供を行った。</p> <p>【防災課】 地域の防災力向上に資する地域における災害時の対応についての検討 行政区や地区コミュニティ等への出前講座、コミュニティを対象とした防災ワークショップ、小学生を対象とした防災学習会を実施している。</p> <p>出前講座：67回実施（2,771人） 防災ワークショップ：3地区で実施（中筋地区、三方地区、菅谷地区） 防災学習会：2つの小学校で実施（豊岡小学校、八条小学校）</p> <p>自主防災組織立ち上げにあたり、区の相談に応じたり、規約の雛形を提供している。また、自主防災組織の活動に必要な資機材の整備支援として、補助対象事業に要する経費の1/2内で補助金を交付している。 補助金申請団体：44団体（4,867,000円）</p> <p>災害時要援護者の個別支援計画策定を促進するとともに、支援者の心理的負担の軽減を目指し、支援者に加入いただくボランティア保険の保険料を公費負担する取り組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・103区（町内会）が個別支援計画を策定（策定率28.7%） <p>※台帳に避難行動要援護者の登録がある区（町内会）の個別支援計画策定率は33.3%（77/231）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・765人がボランティア保険に加入 <p>③災害時要援護者登録制度や防災情報FAX及びとよおか防災ネット（登録型メール）等への事前登録の働きかけ</p> <p>【障害福祉係】 障害者手帳交付時に、「障害者福祉のしおり」で災害時要援護者登録制度や防災情報FAX及びとよおかげ防災ネットの説明を行った。</p> <p>とよおかげ防災ネットへの登録の働きかけ</p> <p>【防災課】 出前講座やワークショップ、イベント等でとよおかげ防災ネットのチラシを配布し、登録を依頼している。また、平成29年7月号と11月号の市広報にも登録勧奨記事を掲載した。</p> <p>④要援護者避難について、福祉避難所への避難誘導方法の周知と啓発</p> <p>【防災課】 要援護者の福祉避難所への避難について ケアマネージャーや福祉関係者と福祉避難所の位置づけや、定例会等を活用し、災害時の福祉避難所への避難についての考えを共有する取り組みを進めている。</p>	<p>防災課 ②引き続き出前講座やワークショップ等を通して地域の防災力向上に努める。 ③出前講座等の様々な機会を活用して広報を行い、とよおかげ防災ネットの登録者を増やす。 ④今後も関係者と情報共有を行う場を設ける。</p> <p>障害福祉係 ③障害者手帳交付時に、「障害者福祉のしおり」で災害時要援護者登録制度や防災情報FAX及びとよおかげ防災ネットの説明を行い、登録への働きかけを行う。</p> <p>地域福祉係</p>
		<p>①災害ボランティアセンターの開設及び運営</p> <p>②災害時要援護者支援に関する施策について、市と連携し推進</p> <p>③災害時の要援護者支援に向けた相談体制やケア体制の充実</p> <p>④住民と防災ワークショップや支え合いマップづくりを通じて、平時の見守りや助け合いに関する地域支援体制の構築</p>	<p>市社協が進める地域づくりについては、防災も地域活動（居場所や見守り活動への発展）の向上のきっかけとなっていることからも、地域活動の重要なテーマとして地域防災に取り組んだ。</p> <p>①災害ボランティアセンターの開設及び運営 災害ボランティアセンターの開設及び運営については市と協定を結び災害時への対応について整備を行っており、毎年、市一斉防災訓練時に災害ボランティアセンターの開設訓練を実施しているが、今年度は水害避難を重点に置いた訓練であったため未実施であった。</p> <p>②災害時要援護者支援に関する施策について、市と連携し推進 ③災害時の要援護者支援に向けた相談体制やケア体制の充実 ④住民と防災ワークショップや支え合いマップづくりを通じて、平時の見守りや助け合いに関する地域支援体制の構築</p> <p>市（防災課）と協働した防災ワークショップ（H29年：江本区、中筋地区、三方地区、菅谷地区）に参画し、要援護者の支援や避難等についてのポイントを説明し、平時の見守りや助け合いについて支え合いマップの実施等を啓発した。中筋地区では支え合いマップ（見守りマップ）等を実施する中で、平時の見守り活動へつながっている。また、平時の見守りや助け合いという点で、居場所（サロン・ふれあい喫茶）の推進と併せて、元気な高齢者だけではなく、要援護者等、住民が広く参加できるように働きかけも実施し、日頃の活動の中で、災害時の支援についても意識できるように働きかけた。しかし、地域では、災害時や要援護者について特別な認識という点が強く、平時から意識するというよりも災害時にどのように支援するかという点に終始してしまい、居場所等の日頃からの見守り・助け合いが災害時の活動につながるという点の理解が希薄となっている。</p>	

(3) 住民参加の促進		役 割	実 績	今後の取組み
①地域の担い手の育成	①地域の担い手の育成			
住民の主体的な地域づくり	①地域の担い手の育成 ①地域の担い手の発掘と支援	市	<p>①各種出前講座や研修会等における研修機会の提供</p> <p>【高齢者支援係】 幅広い担い手の発掘や新たな地域活動の体制づくりの推進に向け、各種の出前講座等を実施した。 ※出前講座「高齢者がいきいき暮らせるまちづくり」 1回 22名参加 ※認知症サポーター養成講座 31回 744名参加</p> <p>【地域福祉係】 民生委員児童委員研修の実施 民生委員児童委員については、毎月の定例時に研修を行っている。また、専門部会ごとに、概ね年1回程度研修を行っている。 (出石 市民福祉課) 出水期前には市の出前講座を受け「要援護者への支援について」、また、消防署や日赤兵庫県支部の指導のもと毎年「救急法（一次救命）について」研修を行っている。 (竹野 市民福祉課) 今年度は、福祉委員・民生委員児童委員・民生児童協力委員の3者連携に重点を置き、社会福祉協議会との共催により3委員を対象として合同研修会を開催し、各委員の位置づけや役割を確認しあうとともに、事例研究やワークショップを行い、委員同士の連携方法などについての話し合いを行っている。 (但東 市民福祉課) 今年度は「地域の実情を知る」ことに重点を置き、町内駐在所勤務の巡回部長3名、資母診療所の藤本医師、町内3地域コミュニティの関係者にお越しいただき、それから見た但東地域の実情・地区の課題などについてお話をうかがっている。 (日高 市民福祉課) 毎月開催している定例会時に研修を実施した。(6回実施) 民生委員児童委員の地域福祉活動を支援するため、活動に必要な行政制度や民生委員児童委員の意見を取り入れた内容の研修を実施した。</p> <p>【市全体】 ○市民児童連研修会：年1回 ○市主任児童委員研修会：年2回</p>	<p>【高齢者支援係】 今後も地域のニーズにあわせた講座を実施し、次世代育成を含めた人材の養成に努める。</p> <p>【地域福祉係】 民生委員児童委員・民生協力委員・福祉委員との連携体制の構築を、社協と連携しながら進めていく。 民生委員児童委員の活動内容の周知を図っていく。(広報紙等) 多様化する地域課題の解決に向けスムーズな活動が行えるよう、民生委員児童委員・民生・児童協力委員のニーズにあった研修会を実施する。</p>
		市社協	<p>①地域のニーズにあわせた研修会や講座の提案、周知、実施</p> <p>地域の担い手育成については、社協が実施している日頃の地域づくりの支援（居場所、見守り活動等）を通じた育成や発掘を基本として、出前講座や研修会等を繰り返し実施している。</p> <p>①地域のニーズにあわせた研修会や講座の提案、周知、実施 地域のニーズにあわせた研修会については、地域活動の要でもある民生委員児童委員に対して、市と協働し、豊岡民生委員児童委員協議会の中で、グループワーク（9月25日・11月13日）を行い、民生委員同士の連携の在り方や民生協力委員、福祉委員との連携について確認することで、地域における担い手育成の場とした。 また、地域コミュニティ組織単位で地域福祉研修会（コミュニティ主催、社協主催）を開催し、地域ニーズにあわせた研修会を開催した。行政区単位等でも出前講座や支え合いマップによる住民の話し合いを実施することで、居場所（サロン・ふれあい喫茶）等の具体的な取組みにつながり、併せて担い手育成へと広がっている。一方で、地域ニーズや地域の状況にあわせた研修会であるため、画一的に進めることはできない。 社協が委嘱している福祉委員の活性化に向けては、福祉委員を対象とした研修会を開催し、福祉委員の活動や地域活動への参画、民生委員・民生協力委員との連携等について啓発したが、年に1～2回の福祉委員の全体研修であるため、具体的な活動に結び付かない場合が多く、日頃の地域内での研修会や活動支援が必要である。</p> <p>（社協講師等参画・社協主催） 【豊岡地域】 ・地域福祉研修会：田鶴野地区、中筋地区、新田地区、三江地区、栄町区、口岩井区、瀬戸区 ・支え合いマップ：桜木区、小田井区、西花園区、上町区、下町区、下陰区、高屋区、駅前区、百合地区、中郷区、引野区、土渕区、沖加陽区、下加陽区、伏区、八社官区、瀬戸区、小島区、梶原区</p> <p>【城崎地域】 ・福祉委員研修会 ・支え合いマップ：元薬師区、桃島区、湯の元区、上山住宅、南松ヶ崎区、北松ヶ崎区、弁天区、元町区</p>	<p>福祉委員・民生協力委員等、全体を対象とした研修会も必要であるが、身近な地域（地区単位等）で定期的に研修を実施することで、より具体的な活動（担い手育成）につながることが多い事から、身近な地域で地域福祉研修会や出前講座等を積極的に開催していくための調整や実施を図っていく。また、研修等を通じて具体的な地域活動（居場所、見守り等）につなげていくことで、活動者を増やす等、発展的な担い手育成を目指す。</p>

【竹野地域】
 ・福祉委員研修会（竹野地区、中竹野地区、竹野南地区）
 ・地域福祉研修会：竹野南地区
 ・支え合いマップ：阿金谷区、中町区、下町区、轟区、東町区、西町区、草飼区、松本区

【日高地域】
 ・福祉委員研修会
 ・地域福祉研修会：国府地区、西気地区
 ・支え合いマップ：藤井区、水上区、小河江区、池上区、太田区

【出石地域】
 ・福祉委員研修会
 ・地域福祉研修会：福住地区
 ・支え合いマップ：谷山区、下谷区、川原区、暮坂区、奥山区、日野辺区、材木区

【但東地域】
 ・福祉委員研修会（但東地域、資母地区、高橋地区、合橋地区）

(3) 住民参加の促進		役 割	実 績	今後の取組み
①地域の担い手の育成	②地域活動の推進			
住民の主体的な地域づくり	①-2 ボランティア活動・福祉学習の推進	市	<p>①ボランティア活動・福祉教育の支援</p> <p>ボランティア・市民活動センターの運営 ボランティア・市民活動センターは、市社協が設置する相談窓口であり、市民活動に対する参加の促進やボランティア活動の情報提供、啓発、派遣等を行う。</p> <p>●福祉教育の推進 市社協では、学校や企業、各種サロン・サークル等を対象とした各種出前講座を開催するとともに、ボランティア活動・地域福祉活動等への理解を深めるため福祉教育を推進します。福祉教育を通じて、住民の地域に対する関心を高めるとともに、小学校から高校、大学・大学院までの世代から、地域活動やボランティア活動等に取組むことで、地域活動等への理解、福祉意識の醸成を図る。</p>	<p>①ボランティア活動・福祉教育の支援</p>
	③地域活動の推進	市社協	<p>①ボランティア・市民活動センターの設置及び運営 ②学校や地域での福祉学習のコーディネートや福祉教育プログラムの提供 ③福祉教育の推進のために、住民をはじめ、関係機関との連携 ④広報活動等による地域福祉活動や社会福祉に関する理解の啓発</p> <p>社協はボランティア・市民活動センターを本所・支所に設置してボランティアや市民活動、福祉学習等についての支援を行った。</p> <p>①ボランティア・市民活動センターの設置及び運営 ボランティア・市民活動センターについては窓口として本所・支所に設置し、ボランティア活動等の問い合わせ、活動支援、コーディネート等を実施した。レクリエーション等の趣味を活かしたボランティアについては、ボランティア団体の増加等も見られるが、高齢者、障害者支援等に関わるボランティアやボランティア団体は年齢の高齢化によってボランティア活動を休止するところも出てきており、ボランティア数の減少につながっている。一方で個人によるボランティア活動が特別な活動ではなく地域福祉活動としての位置付けが広がり、地域で実施する活動（サロン、見守り、ちょっとした困りごと）へと転換されてきていることからも、ボランティアの減少が支援者の減少というわけではないと考えられる。 (参考) ボランティア登録者（H29年上半期） グループ数：167 グループ加入者数：2952 個人登録者：351人</p> <p>②学校や地域での福祉学習のコーディネートや福祉教育プログラムの提供 ③福祉教育の推進のために、住民をはじめ、関係機関との連携 ④広報活動等による地域福祉活動や社会福祉に関する理解の啓発 学校に対する福祉学習については、児童・生徒のボランティア推進助成をはじめ、学校が実施する福祉学習の支援を行った。また、福祉学習を実施するにあたっては各種関係機関や住民の協力等も調整しておこなってきた（具体例：子ども福祉委員）。高校生や短大生が主体的にボランティア活動を企画運営する機会も提供する中で、福祉（高齢者や障害者）について理解・啓発してもらえるように実施してきた。（具体的：障害者児クリスマス会） 一方で、児童・生徒の地域活動への参加については、昔から学校主体で実施している所も多く、新たに地域と関わるという点で年間計画がある学校の動きとして開わりが持てない部分もあった。</p> <p>④今年度は善意銀行の啓発ラッピングカーのデザイン募集を広く児童・学生、一般住民に行ったことで、福祉活動について見聞きし、間接的に実際に自ら考えてもう機会（広報・PR）とした。各小・中学校、高等学校、短大にも趣旨説明等を丁寧に行なったことで、児童・生徒の募集もあった。868通の応募があつた。</p>	今後も引き続きボランティア活動・福祉学習については、地域をはじめ各種関係機関と協力を実施していくとともに、担い手育成の機会と捉え、特に地域住民への啓発を図っていく。また、児童・生徒についても未来の担い手として、ボランティア活動や福祉学習の機会を間接的にでも提供できるように調整していく。

(3) 住民参加の促進		実績		今後の取組み
②情報発信・啓発による住民活動の促進		役割		
住民の主体的な地域づくり	②-1 情報発信・啓発の推進	市	<p>①広報紙やホームページ、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の幅広い情報媒体を活用し、行政サービス、地域活動やイベント、災害時等の情報提供・小学校から高校、大学、大学院生までの世代が地域活動やボランティア活動に積極的に参加できる仕組みづくり</p> <p>【防災課】 防災行政無線、とよおか防災ネット、BizFAXを活用した災害時の情報提供 台風接近時には、豊岡市への接近数日前から台風情報の提供を行っている。また、災害時には災害対策本部の立ち上げをはじめ、避難勧告等の発令情報や避難所開設情報、道路の通行止め情報などを提供している。風水害時に防災行政無線を通じて放送した内容については、とよおか防災ネットとBizFAX（インターネットを活用した同報FAX）においても同じ内容を提供している。また、FMジャングルでも各種の情報を提供している。</p> <p>【高齢者施策係】 介護保険制度の改正や介護保険料、減免制度等について、市広報で周知を図っている。 また、市のホームページには、老人福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定検討委員会の開催状況や、市民アンケートの結果の掲載等を行い、情報発信を行っている。</p> <p>【高齢者支援係】 市の広報誌やホームページ、高年介護課が発行している「高齢者ふくしガイドブック」等において、高齢者福祉サービスをはじめとする各種サービス情報や相談窓口情報の提供を行った。 また、イベント「認知症フォーラム」においては上記情報媒体の他に、株式会社エフエムたじま協力の下、FMラジオにて情報提供を行った。</p> <p>【都市整備課】 ○但馬空港利用促進 市ホームページを活用し、ダイヤ情報、パッケージ商品PR、利用助成制度の紹介等を実施。</p> <p>○豊岡ノーマイカーデーの推進 防災行政無線等を活用し、毎月第2水曜日に実施している「豊岡ノーマイカーデー」の普及啓発を実施。</p> <p>○路線バス等公共交通を活用した利用促進イベントのPR 市広報、ホームページ等を活用し、イベント告知等を実施。</p>	<p>【防災課】 引き続き災害時の速やかな情報提供に努める。</p> <p>【高齢者施策係】 市広報に掲載した介護保険料関係の情報等について、市のホームページでは掲載していないものがあるため、今後は、ホームページの掲載内容を拡充することとして検討する。</p> <p>【高齢者支援係】 今後も市の広報誌やホームページ等を有効に活用し、高齢者福祉サービスをはじめとする各種サービス情報や相談窓口情報の提供に努める。</p> <p>【都市整備課】 今後も市ホームページや広報紙等を活用し、必要な情報発信に努める。</p>
		市社協	<p>①広報紙やホームページ等の情報提供及び地域活動やイベント、福祉サービス等の情報提供</p> <p>社協では毎月25日に「とよおかのふくし」を発行して情報提供を行っている。内容については、地域活動（活動者、イベント等々）についての紹介やサービス情報、そして助成金等の紹介を行った。また、今年からひきこもり・不登校等に対する支援を行っている「ひきこもり相談支援センター：ドーナツの会」で支援を受けている方（青茶さん）に表紙を書いてもらうことで様々な視点での市民に対する啓発を行った。また、市民が参加できる地域福祉活動への間接的な関わり・支援の方法である「善意銀行」についての啓発を実施するために、善意銀行ラッピングカーのデザイン募集を市内小中学校、高校、短大や市民に実施することで、広く福祉について啓発し、関わる機会とした。</p> <p>一方で、ホームページについては、婚活情報等はホームページを主として定期的に情報発信を行っているが、社協全体については、職員の情報発信（ホームページ）に対する意識が低く、タイムリーに情報を発信する等、上手に活用をすることができておらず、タイミング良く情報発信を実施することができていない。</p>	引き続き「とよおかのふくし」で全世帯に対して、広く情報発信を行うとともに、地域活動のきっかけとなるような情報等の掲載、制度・サービス、助成金等の活動に直接つながる情報等も掲載していく。

(3) 住民参加の促進			実 績	今後の取組み
②情報発信・啓発による住民活動の促進	役 割			
②-2 福祉の情報提供と周知の推進	市	①各種ガイドブックやパンフレット等の作成及び周知（ホームページ等への掲載）	<p>①各種ガイドブックやパンフレット等の作成及び周知（ホームページ等への掲載）</p> <p>【秘書広報課】 ①市ホームページの掲載（随時更新） 【市全体】 毎月約80件（H29.4~12）の新規コンテンツを更新し、市政情報等を発信。 【実績】 健康福祉部局関連記事の閲覧件数 4月 11,436件 5月 13,023件 6月 21,432件 7月 15,136件 8月 19,204件 9月 20,809件 10月 27,610件 11月 19,583件 12月 21,847件 合計 170,060</p> <p>*なお、くらしの便利帳は2年に1回発行（平成30年に発行予定）し、全世帯に配布。またホームページにも掲載している。</p> <p>【おやこ支援室】 ① ・豊岡市ホームページの「子育て・子ども情報」に健診・教室・予防接種の情報を掲載している。 ・豊岡市くらしの便利帳に「母と子の健康」の項目で健診・教室・予防接種の情報を掲載している。 ・健診の日程などの問い合わせの際に、ホームページ等で日程の確認ができる事を案内し、活用を促している。 ・里帰り出産等の場合でも、予防接種等の申請書がダウンロードできるようしている。 ・妊娠期から子育て期までのサービスの一覧を掲載した豊岡市子育て支援ガイドブックを作成し、母子手帳交付時に配付し活用を促している。</p> <p>【障害福祉係】 「障害福祉のしおり」の内容を毎年度更新し、市ホームページに掲載している。</p> <p>【高齢者施策係】 介護保険の申請時にパンフレット「みんな笑顔で介護保険」を用いて説明を行っているほか、介護保険料の通知の際には、「保険料のしおり」を同封する等、制度の周知等に努める。 また、市HPの「いきいき豊岡高齢者福祉ガイド」には、「みんな笑顔で介護保険」と同様の内容を掲載し、制度の周知等を行っている。</p> <p>【高齢者支援係】 高年介護課が発行している高齢者福祉ガイドブックについては、前年度からの変更点等を修正・作成し、相談時の情報物として有効に活用した。 また、市HPの「いきいき豊岡高齢者福祉ガイド」に、個々の事業内容について掲載し情報提供及び周知を行った。</p> <p>【こども育成課】 ・子育てセンターでの各種活動、事業等の情報をホームページで発信した。 ・子育て支援ガイドブックを乳幼児健診時や子育て世代の転入者等に配布し、市の子育て支援に関する各種制度や相談機関等を周知した。子育て支援ガイドブックについて、平成30年度から官民協働発行によりオールカラー化し、より見やすく分かりやすいものとなるよう作成を進めている。 ・こどもの年齢や育ちに合わせ、それぞれの時期に知って、実践してほしい子育てに関する知識や情報を「すくすくメッセージ」（マイナス一歳、三歳）として乳幼児健診時に配布し、啓発した。 三歳からの「すくすくメッセージ」について、残部が少なくなったため、より見やすく分かりやすいたリニューアル版を年度内に発行する。 ・こどもの年齢や育ちに合わせ、それぞれの時期に知って、実践してほしい子育てに関する知識や情報を「すくすくメッセージ」（マイナス一歳、三歳）として乳幼児健診時に配布し、啓発した。 三歳からの「すくすくメッセージ」について、残部が少なくなったため、より見やすく分かりやすいたリニューアル版を年度内に発行する。</p>	<p>【秘書広報課】 高齢者及び障害のある人を含む全ての人が利用できる市ホームページとするため、総務省が推奨している日本工業規格「高齢者・障害者等配慮設計指針」を準拠し、適合レベルのAA（ダブルエー）を目指す。 <p>【おやこ支援室】 今後も同様に、あらゆる機会をとおして情報発信を進めたい。</p> <p>【障害福祉係】 「障害福祉のしおり」の内容を毎年度更新し、市ホームページに掲載する。</p> <p>【高齢者施策係】 パンフレット等、記載内容については、より分かりやすいものとするよう、定期的に見直しを行う。 市のホームページへの掲載については、出版元の著作権等の問題を考慮しつつ、掲載内容の拡充に努める。</p> <p>【高齢者支援係】 今後も市ホームページやガイドブックを活用し、必要な情報発信に努める。</p> <p>【こども育成課】 繼続し取り組む</p> </p>
		①各種窓口でのガイドブックやパンフレットを活用した情報提供 ②地域活動やボランティア活動等に関する情報一覧及び活動内容の作成	<p>①各種窓口でのガイドブックやパンフレットを活用した情報提供</p> <p>社協の本所・支所においては、各種関係機関のチラシやガイドブック、パンフレット等を設置し、常に閲覧できる環境整備を行うことで来所の際に、手にとって見てもらえる場とした。社協についても相談事業所（地域包括支援センター、総合相談生活支援センター）を中心にチラシ等を作成し、啓発を行った。</p> <p>②地域活動やボランティア活動等に関する情報一覧及び活動内容の作成</p> <p>地域活動等については、サロン活動や見守り会議等を行っている地域の一覧冊子（エリア単位）を作成することで、地域への活動啓発や取組み紹介を行った。また、地域活動について映像で活動を撮影・編集し、地域での研修会で取組み紹介の際に活用することにより、具体的な活動啓発とした（平成29年度作成：下陰区、塩津区、高屋区、八条地区、日高新区、竹野南地区、高橋地区）。</p>	今後も地域活動については冊子の作成や映像の作成等を通じて、地域活動の新たな実施や活動の展開につながるような取組みを行っていく。また、各種関係機関とも連携をしてチラシやパンフレットを用いた情報提供を広く実施していく。

(3) 住民参加の促進				実 績	今後の取組み
③人権が尊重されるまちづくりと多文化共生の促進		役 割			
住民の主体的な地域づくり	③-1 人権教育・啓発の充実	市	①人権教育、啓発に関する講演、研修会等の実施 ②人権相談窓口の設置	<p>【生涯学習課】 ①人権教育、啓発に関する講演、研修会等の実施 市民ふれあいのつどいパート1（8/11(金・祝)人権映画鑑賞会）、パート2（11/26(日)式町水晶は～とふるコンサート）を実施した。 また、市人教各支部ではそれぞれ1～2回、人権講演会、研修会を実施した。 人権啓発誌『かがやき』は、6月と10月に発行した。 人権教育推進員は14回派遣した。 人権啓発ビデオは、各種団体に多数貸し出し、活用いただいた。</p> <p>②人権相談窓口の設置 人権擁護委員による人権相談は、法務局における毎週火曜の常設相談に加え、36回の特設相談所を設けた。</p>	
	③-2 ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）への取組みの検討	市社協	①住民が暮らしやすい環境づくりに向けた人権啓発	<p>①住民が暮らしやすい環境づくりに向けた人権啓発 兵庫県立人権教育研修大会但馬地区大会等に関するボランティア調整等を通じて活動についての啓発を図るとともに、実際に旧市町単位で実施される人権講演会等にも参加することで、社協活動において人権が尊重される地域づくりに向けた展開を意識して実施した。また、学校で実施する福祉学習等を通じて人権等に配慮した内容も実施した。</p>	今後も様々な社協活動（地域活動、ボランティア活動、福祉学習等）を通じて、人権啓発に向けた取組みを行っていく。
	③-2 ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）への取組みの検討	市	①防災情報、生活情報等をホームページやパンフレットで提供 ②「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」の推進及び施策への反映	<p>①防災情報、生活情報等をホームページやパンフレットで提供 【防災課】 防災情報を市ホームページや市広報で提供市ホームページにおいて、地域防災計画をはじめ市内の指定緊急避難場所や359の行政区別防災マップのデータ等を掲載している。また、市広報でも出水期への備えについて啓発を行うなど、防災に関する記事を掲載している。※実際の事業実施はH30.1以降。 【生涯学習課】 ※実際の事業実施はH30.1以降。 市民が社会包摂の概念について理解を深め、意識を高めるために、まずはその模範となるべき市職員が十分に社会包摂の概念を理解している必要がある。そのため、社会包摂の概念を学ぶための社会包摂研修（市職員対象）を実施する。 【社会包摂研修】 実施日：平成30年3月12日（月） 講師：湯浅 誠氏 ②「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」の推進及び施策への反映 【生涯学習課】 社会包摂の概念を理解し、施策への反映を検討するために先進地視察を行う。 【先進地視察】 視察日：平成30年3月20日（火） 視察先：シェア金沢</p>	<p>【防災課】 市ホームページの情報は常に最新状態に更新しておく。また、市ホームページ、広報において、防災に関する様々な情報を掲載するよう心がける。</p> <p>【生涯学習課】 来年度（3年目）も引き続き市職員の社会包摂の概念の理解を進める。4年目以降は、具体的な施策への反映（各分野等で検討）・市民への理解を進めるための施策を検討していく。</p>
	③-2 ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）への取組みの検討	市社協	①地域への情報提供	<p>①地域への情報提供 社協としては、地域活動の展開（居場所、見守り活動、生活支援活動）を図つていく際に、地域での孤立（特定の方への支援）を防ぐために、地域に広く開かれた活動や地域の誰もが対象となる活動等を意識して住民との協議や働きかけを実施してきた。また、現在、介護保険制度で実施されている地域包括支援体制の考え方についても、地域に住む方を包括的に対応していくことで、現在の相談業務（地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、総合相談生活支援センター等）を通じたソーシャルインクルージョンの考え方に基づく取組みを行い、啓発を図った。</p> <p>地域への情報提供という点では、地域活動や相談業務を通じた考え方・取組み方に対する情報提供となっているため、情報提供としてどの程度進んでいるのかが把握できにくい点もある。</p>	地域への情報提供という点では、引き続き地域活動や相談業務を通じたソーシャルインクルージョンの考え方や取組み等を啓発していく。

(3) 住民参加の促進 ③人権が尊重されるまちづくりと多文化共生の促進		役割	実績	今後の取組み
住民の主体的な地域づくり	③-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進			
市	市では、広く住民にユニバーサルデザインの理念等を普及啓発とともに、住民、当事者団体、NPO法人、社会福祉法人等さまざまな立場の方と協働し、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。	①公共施設等の案内表示や行政文書等の作成等、だれにでもわかりやすい広報活動 ②公共施設等の整備に努める	<p>①公共施設等の案内表示や行政文書等の作成等、だれにでもわかりやすい広報活動</p> <p>【総務課】 本庁舎1階総合案内に案内係の職員を常時2名配置し、庁舎内や担当窓口の案内、簡易な申請書の收受や駐車券の無料処理等を行っている。庁舎内の案内表示類についても、職員や住民からの意見や要望を参考にしながら、随時改善に努めている。</p> <p>【日高 地域振興課】【但東 地域振興課】 庁舎内の案内表示類は、職員や住民からの意見や要望を参考にしながら、随時改善に努めている。</p> <p>②公共施設等の整備に努める</p> <p>【総務課】 庁舎内はパリヤフリー化され、誘導ブロック、障害者用のトイレや駐車区画、貸出用の車椅子を備える等、障害者にも配慮した施設整備がなされており、これらの適切な維持管理（清掃、破損箇所の補修等）に努めている。</p> <p>【地域福祉係】 立野庁舎内の案内表示類についても、職員や市民から意見や要望を参考にしながら随時改善に努めている。 立野庁舎内は、パリヤフリー化され、誘導ブロック、障害者用トイレや駐車区画、貸出用の車椅子を備える等、障害者にも配慮した施設整備がなされており、これらの適切な維持管理（清掃、破損箇所の修繕）に努めている。 立野庁舎1階の社会福祉課には、手話通訳できる職員を配置しています。</p> <p>【日高 地域振興課】 庁舎内はパリヤフリー化され、誘導ブロック、障害者用のトイレや駐車区画、貸出用の車椅子を備える等、障害者にも配慮した施設整備がなされており、これらの適切な維持管理（清掃、破損箇所の補修等）に努めている。 また、日高振興局を1階にワンフロア化し、利用者の利便向上を図っている。</p> <p>【但東 地域振興課】 庁舎内（3階建て）内はパリヤフリー化され、エレベーター利用により各階にある障がい者用トイレの利用も可能としている。さらに、障がい者用駐車区画、貸出用の車いすを備えるなど、さまざまな方が利用しやすい施設整備や維持管理に努めている。 しかしながら、誘導ブロックの未整備、手すりの不足、スライド式でない開閉扉（防火や防災面から重量もある）も残り、これらの改善は今後の課題と考えている。 (※但東庁舎には、常時車いすを使用する職員が1名います。)</p>	<p>【総務課】 ①本庁舎1階総合案内の案内係に手話通訳ができる職員を来年度から配置することを検討している。</p> <p>【地域福祉係】【日高、但東 地域振興課】 ①随時、案内表示の更新を行う。 【日高 地域振興課】 ②経年劣化・老朽化により不良個所が散見される外構を中心に、31年度以降に整備を行う計画を立てている。</p> <p>【但東 地域振興課】 ②施設、設備の不具合については、構造上や経費的課題もあるが、計画的な整備に努めたいと考えている。また、具体的改修ができないところは、職員が人的対応を行うなどの対応も同時に行っていきたい。</p>
		市社協	①だれでもわかりやすい広報活動	今後も福祉学習や地域活動を通じて、ユニバーサルデザインに関する広報活動に実施する。

(4) 相談支援体制の推進		役割	実績	今後の取組み
①総合相談によるネットワーク支援体制の充実	②総合的支援体制づくり			
<p>①-1 総合相談・生活支援センターの運営</p> <p>●総合相談の支援体制の推進</p> <p>市内連携や関係機関によるネットワークにおいて、地域におけるニーズ・課題を早期発見し、解決していく体制を推進する。どのような支援が必要かを把握し、自立のための支援計画を作成し、複数の関係機関が効果的な支援が行えるよう調整する。</p> <p>●総合相談支援ネットワーク推進協議会の展開</p> <p>市は、生活困窮者等の早期発見から対応まで包括的な相談支援体制を構築するため、豊岡市・総合相談支援ネットワーク推進協議会（市と市社協の関係部署の課長級以上の職員から構成された総合相談支援運営会議、同じく実務者から構成された総合相談支援チーム会議）を設置し、生活困窮者等の自立に向けた支援及び、社会資源の開発等地域づくりに取り組む。</p>	市	<p>①総合相談・生活支援センターの設置及び運営支援</p> <p>②総合相談運営会議の開催</p> <p>③制度やサービスで対応できない場合、制度の柔軟運用や新たなサービスの開発に努める</p> <p>④相談窓口の住民への周知</p> <p>⑤総合相談支援体制として、行政区、地区、旧市町、市の各圏域で段階的に課題を受け止める体制の構築</p>	<p>【生活援護係】</p> <p>①総合相談・生活支援センターの設置及び運営支援</p> <p>総合相談・生活支援センターを前年度に引き続いだ市社協に業務委託し設置した。関係機関との支援体制づくり等のために市職員1名を配置して、市と市社協が一緒にになって体制構築をしてきたが、一定の仕組みが完了したことから市職員を引き上げ、市は当該センターが行う事業の管理監督・後方支援にあたっている。</p> <p>②総合相談運営会議の開催</p> <p>H30.3月に開催予定。</p> <p>③制度やサービスで対応できない場合、制度の柔軟運用や新たなサービスの開発に努める</p> <p>生活困窮世帯のごみ処分や国保短期証交付で、総合相談・生活支援センターが処遇の対応に困った具体事例があったときに、当該事業・制度を所管する府内関係課に柔軟運用の協力要請をし、支援者支援を行った。</p> <p>新たなサービスの開発では、総合相談・生活支援センターと一緒に就労支援のあり方検討を7回行い、長期間就労していない方等を対象とした就労体験活動の創設について協議を進めている。また、市社協が推進する社会福祉法人の地域公益活動の取組みについての意見交換会の開催に協力した。</p> <p>④相談窓口の住民への周知</p> <p>主に住民周知は、社協が広報紙やチラシで行っている。市では、府内各課から生活困窮世帯の情報があった時の個別案内、民生児童委員地区例会の研修等で相談窓口機関の紹介案内を行った。</p> <p>⑤総合相談支援体制として、行政区、地区、旧市町、市の各圏域で段階的に課題を受け止める体制の構築</p> <p>市での取り組みはない。</p>	<p>【生活援護係】</p> <p>総合相談・生活支援センターが相談窓口となり、関係機関と支援連携がとりやすい体制の維持と生活に関わる様々な課題解決が図られるよう、支援ネットワークづくりを市社協と協働して推進する。</p> <p>①支援ネットワークの府内関係課の拡充</p> <p>②必要とする新たな出口事業の調査研究</p> <p>③課題解決した事例のプロセスを積み上げ、課題に応じた支援プログラムの作成</p>
		市社協	<p>①総合相談・生活支援センターの運営</p> <p>②総合相談支援チーム会議の開催</p> <p>③生活困窮者自立支援調整会議の開催</p> <p>④制度やサービスで対応できない場合、新たな社会資源の開発に努める</p> <p>⑤生活困窮者支援を通じた地域づくり（地域の支え合いの仕組み）をすすめる</p> <p>⑥総合相談支援体制として、行政区、地区、旧市町、市の各圏域で段階的に課題を受け止める体制の構築</p>	<p>※社協は、総合相談・生活支援センター、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センターの3センターを総括する「総合相談センター」を設置。総合的な相談窓口として利用者の利便性を図るとともに、効率的でタイムリーな支援体制を確立した。</p> <p>①総合相談・生活支援センターの運営</p> <p>社協として、豊岡市総合相談・生活支援センター「よりそい」を設置し、複合的な課題や制度では対応できない課題に対して、関係機関（市・社協の府内連携）や地域住民、企業と連携、相談しながら支援を行った。</p> <p>②総合相談支援チーム会議の開催</p> <p>③生活困窮者自立支援調整会議の開催</p> <p>市と社協の連携では、総合相談・生活支援体制の推進を目的とした「豊岡市総合相談支援ネットワーク推進協議会」の事務局を担い、相談業務、地域福祉担当の実務者による「総合相談支援チーム会議」を定期開催し、府内連携の強化による生活困窮者の早期発見・早期対応の働きかけ、支援困難事例の解決に向けて必要な支援や仕組みの検討を行った。</p> <p>④制度やサービスで対応できない場合、新たな社会資源の開発に努める</p> <p>⑤生活困窮者支援を通じた地域づくり（地域の支え合いの仕組み）をすすめる</p> <p>社会資源の開発として「緊急食料支援事業（フードバンク事業）」を開始し、失業や病気等さまざまな理由で困窮し食べるものがなく困っている方々へ緊急的かつ速やかに食料を提供することで、在宅での生活を維持し、自立に向けた支援へつなげている。その中で、市内のコンビニエンスストアからレトルト商品、建設会社から家電製品等の寄付を頂き、また寄付をいただいた企業等に対してひきこもりがちな生活をしている方等の就労体験の受入をお願いする等、企業と連携した支援も展開している。</p> <p>⑥総合相談支援体制として、行政区、地区、旧市町、市の各圏域で段階的に課題を受け止める体制の構築</p> <p>総合相談支援体制として、行政区、地区、旧市町、市の各圏域で段階的に課題を受け止める体制については、段階的な課題を受け止める体制についての構築は進んでいない。一方で、行政区においては、孤立している生活困窮者が、地域住民から理解を得られ、地域とつながることができるよう、地域福祉担当者等とともに住民に働きかけ、住民と専門職による支援ネットワークづくりを働きかけたことで、身近な地域で課題を受け止める体制を図った。</p> <p>一方で、総合相談センターへの相談件数は増加しており、複合的な課題であることから、すぐに終結できる課題が少なく、対応が追いついていない事例もある。</p> <p>○新規相談受付件数：71件 ○相談内容 • 病気障害：35件・住まい：13件・収入生活費：68件 • 家賃ローン支払：23件・税金、公共料金支払：28件・債務：23件 • 仕事探し就職：28件・仕事上の不安、トラブル：5件 • 家族関係人間関係：15件・子育て介護：7件・ひきこもり不登校：1件 • DV虐待：2件・食べるものが無い：16件・その他：3件 合計：267件 ○自立支援プラン作成件数：13件 ○就職へつながった件数：21件 （上半期分集計）</p>

(4) 相談支援体制の推進				
②高齢者の総合的な支援体制の充実		役割	実績	今後の取組み
<p>②-1 高齢者の支援体制の推進</p> <p>高齢者の総合相談機関として、保健・医療、権利擁護、認知症等さまざまな課題について相談に応じ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように介護サービス事業所、民生委員児童委員、区役員、住民、市関係各課等と個別ケース会議等を通じてそれぞれの役割を整理しながら支援を行う。</p> <p>●地域包括支援センターの運営 介護・福祉・医療・健康など、さまざまな面から高齢者を支えるために、関係機関との連絡調整を行う等、高齢者の総合相談窓口として機能の充実を図ります。また、地域ケア会議を活用して個別課題を解決するとともに生活支援コーディネーターや協議体との連携を図り、地域でのサポート体制の構築に向けた地域づくりを支援します。</p> <p>●地域ケア会議の展開 地域ケア会議は、保健・医療・介護等の専門職、民生委員児童委員、地域の関係者等で構成し、高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活ができるよう個別ケースの課題解決を図る。また、その中から共通化した地域課題について、解決のための協議や政策提言を行う。高齢者の自立に向けた支援が一層求められる中、地域ケア会議の役割を改めて認識しなおすとともに、各階層ごとの地域ケア会議や協議体の機能分担、連携についても検討をすすめ、介護や支援が必要になっても社会の中で役割をもって生活できる地域づくりに取り組む。</p>	<p>①地域包括支援センターの設置 ②困難事例への対応等、地域包括支援センターのバックアップ機能充実 ③住民や関係機関等との連携・協働のもと、個別課題の解決、社会資源の開発、政策形成への展開 ④高齢者関係窓口の住民周知 ⑤地域ケア推進会議の開催</p>	<p>【高齢者支援係】 ①地域包括支援センターの設置 社会福祉協議会に委託し、全圏域に地域包括支援センターを設置した。 ②困難事例への対応等、地域包括支援センターのバックアップ機能充実 困難事例等のケース対応のため、随時関係者を招集して開催している個別ケア会議は十分機能しているとは言えないが、虐待事案等の事例にあっては各関係機関と密接に連携し対応に努めた。 ③住民や関係機関等との連携・協働のもと、個別課題の解決、社会資源の開発、政策形成への展開 ④地域ケア推進会議の開催 個別課題の解決、社会資源の開発、政策形成への展開を行う地域ケア推進会議については、個別事例の検討から地域課題が抽出され、市レベルでの検討の場が必要となつた際に開催することとしているが、現時点ではその段階に達していないため実施はしていない。 市が委託する地域包括支援センターにより、自立支援型地域ケア会議を開催し、多職種で個別ケースへの支援（個別課題の解決）について検討を行った。 ○自立支援型地域ケア会議 36回 （各地域包括支援センター 月1回開催） ④高齢者関係窓口の住民周知 市HPの「いきいき豊岡高齢者福祉ガイド」に地域包括支援センターの項目を掲載し、情報提供を行った。</p>		<p>【高齢者支援係】 地域包括支援センターが、高齢者の相談窓口として広く周知するため、市HP等を活用して啓発に努めます。また、地域に存在する隠れた問題の発掘やニーズの把握等、早期対応に努める。 個別ケア会議、自立支援型地域ケア会議の開催により、個別課題の解決機能の向上を目指すとともに、地域ケア推進会議の開催については必要に応じて検討を行う。</p>
<p>総合的な相談・支援体制づくり</p>	<p>市社協</p> <p>①地域包括支援センターの運営及び機能強化 ②地域ケア個別会議の開催（①個別課題解決、②地域課題発見） ③生活支援コーディネーターと地域包括支援センターとの連携強化 ④介護支援専門員ネットワーク、高齢者見守りネットワーク等の事業の推進 ⑤エリア（圏域）ごとに、所属する関係機関を支援（支援者支援の実施） ⑥要支援者をはじめ、高齢者を含めた住民の介護予防に向けた交流の場の推進</p>	<p>※社協は、総合相談・生活支援センター、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センターの3センターを総括する「総合相談センター」を設置。総合的な相談窓口として利用者の利便性を図るとともに、効率的でタイムリーな支援体制を確立した。</p> <p>①地域包括支援センターの運営及び機能強化 社協として、高齢者の総合相談機関として保健・医療・権利擁護、認知症、経済的困窮等さまざまな課題について相談に応じ、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活できるように制度・サービスの活用、地域住民・関係機関と連携しながらさまざまな不安・困りごとを抱える高齢者の安定した在宅生活を支えた（総合相談センター：豊岡地域包括支援センター、城崎・竹野地域包括支援センター、日高地域包括支援センター、出石・但東地域包括支援センター）。</p> <p>②地域ケア個別会議の開催（①個別課題解決、②地域課題発見） 自立支援型ケア会議（地域ケア個別会議）では、心身の状態維持・改善を目指したケアプランの作成を通じて支援等が必要な高齢者の自立を支援するため、専門職（但馬長寿の郷・理学療法士、保健師、ケアマネジャー、生活支援コーディネーター等）によりケアプランを検討し、自立生活に向けて公的サービス以外も踏まえた住民の支え合い活動等の取り入れも検討した。一方で、現在は自立生活という点で身体的改善・維持が話しの中心となってしまい、具体的に地域での支え合い活動等へのつながることは少ない。</p> <p>③生活支援コーディネーターと地域包括支援センターとの連携強化 ④要支援者をはじめ、高齢者を含めた住民の介護予防に向けた交流の場の推進生活支援コーディネーターとの連携については、地域包括支援センターも地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者が地域で安心して生活できる地域づくり、住民による支え合い活動を協働して実施した。具体的には、地域コミュニティ組織福祉部会に生活支援コーディネーターと地域包括支援センターが参加し、課題形成や取組みについての協議を地域住民と行ったり、支え合いサービス事業の実施に向けて、実施事業所・実施地域団体（地域コミュニティ組織他）に対して、生活支援コーディネーター及び地域包括支援センターで連携して実施に向けた支援を行った。また、地域において住民と連携するカタチとして個別支援等における住民協議の場（個別ケース会議）を開催し、地域での支え合い活動（居場所、ごみ出し等）へつなげていった。一方で、個別ケース等の開催に向けては、地域活動の推進（サロン・ふれあい喫茶、見守り）によって地域活動への関心を高める必要があり、高まりが希薄な部分で住民との協議が進まない部分もあった。</p>		<p>地域包括支援センターと生活支援コーディネーターとの連携のもと、住民主体による「地域包括ケアシステムの構築」にかかる、関係機関とのネットワークの強化を図り、高齢者が地域で安心して生活できる地域づくり、住民による支え合い体制をすすめる。</p>

④介護支援専門員ネットワーク、高齢者見守りネットワーク等の事業の推進
介護支援専門員ネットワーク、高齢者見守りネットワーク等の事業の推進については、生活課題を抱える高齢者の情報共有や課題解決を図り、民間企業等と連携を図りながら高齢者見守りネットワークを推進した。

⑤エリア（圏域）ごとに、所属する関係機関を支援（支援者支援の実施）
エリア（圏域）ごとに、所属する関係機関・事業所を支援する支援者支援については、困難ケースや複合ケースを中心に、包括の担当圏域のケアマネジャーからの相談に応じ、解決に向けた支援について、地域住民や関係機関等と協働した支援を行った。具体的には地域包括支援センターだけではなく、地域担当職員（コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター等）とは定期的にミーティング等をあわせた支援の検討、その他民生委員等の地域住民、事業所など広く協議の場を持ち解決に向けた支援を行った。一方で、家族形態の変化等が大きく影響し、複合ケースや困難ケースが増加していることもあり、解決等への結びつきも難しい一面もあった。

○相談内容

・介護相談：963件・総合事業：2,991件・介護予防：4,425件
・介護給付：507件・入所退所：380件・高齢者福祉：1,537件
・障害者福祉：162件・保健医療：637件・権利擁護：566件
・認知症に関する事：423件・経済：236件・その他：365件
合計：13,192件

○ケアプラン作成件数：6,252件
(上半期分集計)

(4) 相談支援体制の推進			
③障害者の総合的な支援体制の充実		今後の取組み	
総合的な相談・支援体制づくり	③-1 障害者の支援体制の推進	役割	実績
		市 市社協	<p>【障害福祉係】</p> <p>①障害者基幹相談支援センター・障害者虐待防止センターの設置</p> <p>②障害者自立支援協議会の設置</p> <p>③障害者基幹相談支援センターの体制整備についての検討及び評価</p> <p>④障害者基幹相談支援センターの機能充実のためのフォローアップ</p> <p>⑤相談窓口の住民周知</p> <p>⑥相談窓口の住民周知</p> <p>相談窓口、相談機関を「障害者福祉のしおり」に掲載している。毎月開催する障害者相談日を市広報に掲載し周知を行っている。</p> <p>①障害者基幹相談支援センター・障害者虐待防止センターの運営及び機能強化</p> <p>②障害者自立支援協議会の運営</p> <p>③相談支援事業所及び地域との連携の推進</p> <p>④困難事例等に対応した地域の相談支援事業所の事業所支援の実施</p> <p>⑤講座等における障害者虐待に対する啓発活動の推進</p> <p>⑥地域での自立した日常生活に向けて、住民との連携</p> <p>※市社協は、総合相談・生活支援センター、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センターの3センターを総括する「総合相談センター」を設置。総合的な相談窓口として利用者の利便性を図るとともに、効率的でタイムリーな支援体制を確立した。</p> <p>①障害者基幹相談支援センター・障害者虐待防止センターの運営及び機能強化②相談支援事業所及び地域との連携の推進</p> <p>④困難事例等に対応した地域の相談支援事業所の事業所支援の実施</p> <p>⑤講座等における障害者虐待に対する啓発活動の推進</p> <p>⑥地域での自立した日常生活に向けて、住民との連携</p> <p>障害者基幹相談支援センターでは、障害者の総合的、専門的な相談機関として様々な相談に応じ、計画相談、基本相談等を行い、住み慣れた地域で暮らしを続けられるよう本人、家族に寄り添い関係機関や地域住民と協働しながら支援を行った。また、障害者虐待防止センターとして虐待等に対する支援も市と連携して実施した。地域の相談支援体制の強化の取組みとしては、相談支援事業者へ困難事例について同行訪問や助言による支援、事例検討等を通じた相談支援事業者的人材育成を行った（H29年：合計57回）</p> <p>②障害者自立支援協議会の運営</p> <p>障害者自立支援協議会の運営については、地域の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、関係行政職員等が中心となり、地域課題の解決に向けた取組みを行った。また、地域の相談支援事業所よりあがった地域課題を運営会議にて協議し、3つの部会毎に協議・研究を行い解決への取組みを行った。</p> <p>○せいいかつ部会：</p> <ul style="list-style-type: none"> 重度心身障害児の現状の課題について把握するため障害者福祉計画策定のグループインタビューへ同席等を行った。 医療ケアが必要な方について喀痰吸引の研修会を実施し、研修のDVDをもとに、その後のフォローアップ研修も行った。 障害者や生活困窮者の安定した住居確保に向けて、住居に関する制度、サービスの確認を行った。 入居支援に関するアンケートの分析、先進地の取り組みの確認を行った。 <p>○こども部会</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童を担当する相談員の情報共有、障害児相談計画の課題の明確化、相談スキルの向上を目的として「相談支援こども連絡会」を開催し、サポートファイルの現状について学んだ。 <p>○しごと部会</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業に「障がいのある方のできること、作業に取り組んでいる姿」を理解してもらうため啓発、研修等を行った。 障がい者雇用に取り組んでいる企業を広報紙で紹介。 <p>⑤講座等における障害者虐待に対する啓発活動の推進</p> <p>各事業所等に障害者虐待に対する講演・講座を行い、事業所等への対応や啓発等を実施し理解を図った。</p> <p>○計画相談支援実人数：305人 ○一般計画相談：239人 ・制度利用：103件・障害・病状の理解：24件・健康医療：31件 ・不安解消：83件・保育教育：2件・家計経済：35件 ・生活技術：20件・就労：61件・社会参加：17件・その他：44件 ・家族人間関係：32件 合計：452件 ○虐待受理事件数：2件 （上半期分集計）</p> <p>【障害福祉係】</p> <p>①引き続き、障害者虐待防止センターの機能を備えた障害者基幹相談支援センターを豊岡市社会福祉協議会に委託し設置する。 ②障害者自立支援協議会については、運営会議を毎月開催し、地域課題についての協議を行うとともに、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に関連する内容について、自立支援協議会を活用した取組みを検討する。 ③④体制整備、機能充実への取り組みの参考とするため、他市町の取り組み状況等情報収集を行い、評価方法の検討を行う。 ⑤市広報、市ホームページ等を活用し、相談窓口の周知を行う。</p>

(4) 相談支援体制の推進					
総合的な相談・支援体制づくり	④子ども・子育ての総合的な支援体制の充実	役割		実績	今後の取組み
		市	市社協		
④-1 子どもの支援体制の推進	<p>市は、こども支援センターにおいて、不登校支援、発達にかかる支援、子育て家庭支援の3つの機能の連携を図り、一人ひとりの子どもの課題に寄り添った支援を拡充する。</p> <p>●こども支援センターの運営</p> <p>市は、不登校相談、発達にかかる相談、子育て家庭相談の業務を連携し、子どもにかかる相談をワンストップで対応できるよう「こども支援センター」を設置した。家庭児童相談員や臨床心理士・特別支援教育コーディネーター等が、それぞれの課題に応じ、個別相談、カウンセリングを提供する。また、相談者の利便性に配慮して、休日・夜間に、臨床心理士等によるカウンセリングを提供する。子どもの課題について個別に対応する支援機関はあるものの、一人の子どもの支援を全体的に見通し、継続的にコーディネートする機関がないため、関係機関を横断して支援体制を機能させるための調整会議を設置する必要がある。今後は、子どものことに関する統括的な立場で総合的な支援を実施する。</p> <p>●要保護児童対策協議会の展開</p> <p>児童虐待の問題を解決していくには、一機関だけでは限界がある。関係機関と連携をとり、協力していくことが重要であり、それぞれの機関が役割を明確にしておく必要がある。そのうえで、効果的な援助を行うために、市は、関係者と関係機関が共通認識を持ち、機関同士の連携・協力のすすめ方や役割分担について確認しておくことが大切である。要保護児童対策協議会では、児童虐待のケースについて関係機関で形成しているネットワークで連携を図り、子どもを守る取組みを推進する</p>	<p>①こども支援センターの運営</p> <p>②関係機関を横断した支援体制を機能させるための調整会議の設置</p> <p>③地域における子育て環境の構築に向けて、こども園等や学校、行政機関が連携を促進</p> <p>④要保護児童対策協議会の開催</p> <p>⑤学校や地域、関係機関と連携を強化し、早期発見・対応の仕組みを強化</p>	<p>【こども支援センター】</p> <p>①こども支援センターの運営</p> <p>こども支援センターでは、不登校や子どもの発達、子育てに関する相談支援を行っている。不登校相談：相談件数（来所28件、電話33件） 適応教室通級児童生徒（実人数18人） 発達相談：相談件数（来所234件、電話36件）各種検査等（152件） 家庭児童相談：相談支援児童数 実児童数246人（実家庭数148家庭）</p> <p>②関係機関を横断した支援体制を機能させるための調整会議の設置</p> <p>市要保護児童対策協議会を中心機関として、実務者会議（年3回開催）において家庭の情報を共有し、関係機関が役割分担をして子どもや家庭を支援している。</p> <p>③地域における子育て環境の構築に向けて、こども園等や学校、行政機関が連携を促進</p> <p>学校・園からの相談等を受けてこども支援センターが学校園訪問等により支援を行っている。 地域においては、民生児童委員と連携を図り、児童虐待防止はじめ子育て支援に関する研修・啓発活動を実施した。 不登校相談支援：学校連携（来所48件、電話192件、訪問3件） 発達相談支援：学校園訪問402件 民生児童委員との連携：研修会等の実施 (7.13出石・竹野部会、11.20児童虐待防止研修会)</p> <p>④要保護児童対策協議会の開催</p> <p>代表者会議年1回、実務者会議年3回、個別支援会議33回</p> <p>⑤学校や地域、関係機関と連携を強化し、早期発見・対応の仕組みを強化</p> <p>児童虐待対応マニュアル等により、関係機関との連携、効果的な援助をしていくための役割分担と継続的な援助体制等について定めている。</p>	<p>【こども支援センター】</p> <p>①②③④⑥ 支援を必要とする子どもや家庭に、適切に効果的な支援が受けられるよう、要保護児童対策協議会を調整機関として、学校園、関係機関の連携を強化する。</p>	
		<p>①こども支援センターについて住民に情報発信</p> <p>②総合相談・生活支援センター・障害者基幹相談支援センター等との連携による相談支援の促進</p> <p>③子育て支援サークルの支援や育成団体等の連携</p>	<p>①こども支援センターについて住民に情報発信</p> <p>地域や関係機関からの相談に応じて、こども支援センターの啓発を行っているが、市と連携し、広く住民に啓発できているわけではない。</p> <p>②総合相談・生活支援センター・障害者基幹相談支援センター等との連携による相談支援の促進</p> <p>総合相談・生活支援センター・障害者基幹相談支援センターに関しては、子どものいる生活困窮世帯や、障害者児の世帯については、こども支援センター・小中学校と連携した相談支援を行った。 また、障害者自立支援協議会のこども部会等を通じて、児童を担当する相談員の情報共有、障害児相談計画の課題を明確化し、また相談支援こども連絡会を開催する等、支援に向けた連携を行った。</p> <p>③子育て支援サークルの支援や育成団体等の連携</p> <p>子育てサークル活動を実施している地域団体・グループに対して年間2万円の活動助成を行い、子育てサークルの活性化を図ったが、一方で子育て総合センター（サロン）の充実と併せて、地域の子どもの減少によって、身近な地域等の会館を活用した住民主体での開催が減少してきている。</p>	<p>今後も引き続きこども支援センターとは、総合相談・生活支援センター・障害者基幹相談センター等の相談業務を通じた連携を図るとともに、生活支援コーディネーター・コミュニティワーカー等においても、現在地域で高齢者等が中心となってしまっている居場所や見守り会議等について、子どもから高齢者まで広く対象となるような働きかけを行っていく。</p>	
④-2 子育てセンターの運営	<p>市は、子育てを行っている父母の悩みの解消を図るために、安心して子育てできる基盤づくりの一環として子育てセンターを設置している。子育てセンターでは、子育てについての相談に応じること、情報提供や学習機会（子育て講座）の提供、子育てサークル及び子育てボランティアの育成支援などを実施する。また、子育てを取り巻く環境の変化に対応するため、職員の資質向上を図り、充実した講座等の開催に努める。</p>	<p>①子育て総合センター・子育てセンターの運営</p> <p>②子育てセンターについて住民に情報発信</p>	<p>【こども育成課】</p> <p>①子育て総合センター・子育てセンターの運営</p> <p>子育て総合センター及び各子育てセンター（5カ所）で各種講座、交流事業等を実施した。 就学前の子どもを持つ家庭が、いつでも気軽に遊びにいけ、相談できる地域の子育て支援の拠点としての役割を果たしている。</p> <p>②子育てセンターについて住民に情報発信</p> <p>ホームページにより情報発信をしている。また、地域のコミュニティセンターに子育てセンタースタッフが出向き、地域の中で交流事業を行う「おでかけ広場」事業や地域の公園に出向く「そとあそび広場」事業を行っている。</p>	<p>【こども育成課】</p> <p>①②継続して取り組む</p>	
		<p>①子育て支援サークルの支援や育成団体等の連携</p>	<p>①子育て支援サークルの支援や育成団体等の連携</p> <p>子育てサークル活動を実施している地域団体・グループに対して年間2万円の活動助成を行い、子育てサークルの活性化を図ったが、一方で子育て総合センター（サロン）の充実と併せて、地域の子どもの減少によって、身近な地域等の会館を活用した住民主体での開催が減少してきている。</p>	<p>子育て支援サークルについては、引き続き2万円の活動助成を継続するとともに、子育てサークルに限定した支援ではなく、現在地域で広がっている居場所（サロン・ふれあい喫茶）等に子どもが参加できる仕組みづくりに取り組んでいる地域もあることから対象者を限定せず、子どもから高齢者まで広く参加できる仕組みづくりを行っていく。</p>	

(4) 相談支援体制の推進					
総合的な相談・支援体制づくり	④子ども・子育ての総合的な支援体制の充実	役割		実績	今後の取組み
		市	市社協		
④-3 子育て世代包括支援センターの運営	すべての親子が、安心して妊娠・出産・子育て期を通じて、切れ目ない支援を受けることができるよう、子育て世代包括支援センターでさまざまな相談支援を実施する。リスクのある方には支援計画を作成し、関係機関と連携した支援ができるなどをめざす(平成29年度からの事業の実施)。	①子育て世代包括支援センターの設置及び運営 ②妊娠期から子育て期にわたる支援について、ワンストップ拠点として妊娠・出産・子育て期の総合的な相談支援を実施 ③医療機関や子育てセンター、こども支援センター等と連携し、ネットワークづくりと総合的な支援体制の整備 ④個別支援会議の開催 ⑤産前・産後サポート事業、産後ケア事業の整備		<p>【おやこ支援室】</p> <p>①子育て世代包括支援センターの設置及び運営 H29.4月から、子育て世代包括支援センターを健康増進課おやこ支援室内に設置し、専任・兼任スタッフを配置し運営している。</p> <p>②妊娠期から子育て期にわたる支援について、ワンストップ拠点として妊娠・出産・子育て期の総合的な相談支援を実施 母子手帳交付時に保健師が妊婦の全数と面談を実施。妊婦訪問・新生児訪問等を行い、支援の必要な場合は継続フォローを行っている。ワンストップ拠点として相談専用電話を設置し、他課との連携が必要な場合は調整を行なっている。</p> <p>③医療機関や子育てセンター、こども支援センター等と連携し、ネットワークづくりと総合的な支援体制の整備 市以外の関係機関と連携が必要な場合は、ケース会議・定例会議等で情報共有し、必要な支援の検討を行っており、関係機関とのネットワークづくりや総合的な支援体制を整備していきつつある。</p> <p>④個別支援会議の開催 随時開催しケース検討を行っている。</p> <p>⑤産前・産後サポート事業、産後ケア事業の整備 産前・産後サポート事業として、支援の必要な妊産婦の相談・支援、妊婦・産婦の参加型教室・交流会の実施、産後ケア事業として、宿泊型・訪問型を実施している。</p>	<p>【おやこ支援室】</p> <p>①～⑥について、H29年度より開始した為、今後はそれぞれの内容について充実させていく。</p>
		①子育て世代包括支援センターとの連携		<p>①子育て世代包括支援センターとの連携 子育て世代包括支援センターとの連携については、産前・産後サポート事業を受託し、妊婦、配偶者及びパートナー並びに産後6カ月までの乳児及び産婦をサポートすることを目的に実施した。具体的には、家事援助や育児及び相談を行うことで、産前から産後にかけて支援する等連携して取り組んだ。</p>	<p>今後も引き続き子育て世代包括支援センターと連携し、産前・産後サポート事業等を通じて産前から産後までのサポートを実施していく。</p>
④-4 ファミリー・サポート・センターの運営	ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい人と子育てに協力(援助)できる人が、それぞれ会員登録し、有償で子どもの預かりなど互いに助け合う事業で、コーディネーターが会員間のニーズ調整を行う。女性の就労率は高まっているが、実際には祖父母の協力がなくてはフルタイムで働き続けることが困難という母親も少なくない。しかし、祖父母が近くに住んでいても、仕事や介護などの状況によっては頼ることができない場合もあり、市は、未就学児及び小学生の家庭において、ファミリー・サポート・センターを一時的に利用したいという潜在的なニーズに対応する。	市	①ファミリー・サポート・センター事業について、住民への情報発信と会員の増加 ②コーディネーターを配置して、相互援助活動の調整や会員間の交流事業の実施	<p>【こども育成課】</p> <p>①ファミリー・サポート・センター事業について、住民への情報発信と会員の増加 平成29年4月にセンターを設置し、区長会、民生児童委員等各種団体へ事業周知を行い会員募集を始めた。会員数は、今年度目標の50人を超え、12月末現在、(まかせて会員1人おねがい会員1人どちらも会員)となっている。</p> <p>②コーディネーターを配置して、相互援助活動の調整や会員間の交流事業の実施 当初秋から開始予定であった相互援助活動を夏休みから開始し、12月末現在件の活動が行われた。 また、相互援助活動が円滑かつ活発に行われるよう交流会(2回:1回は平成30年3月に予定)の開催やレターの発行を行った。</p>	<p>【こども育成課】</p> <p>さまざまな方法により会員の確保を図っていく。 会員同士顔馴染みになっていただき、より相互援助活動が活発化するよう交流会を増やす。また、相互の助け合いの精神を徹底していくよう、会員研修の充実にも努めていく。</p>
		市社協	①ファミリー・サポート・センターとの連携	<p>①ファミリー・サポート・センターとの連携 ファミリー・サポート・センターとの連携については、昨年の実施前には実施等についての意見交換等を実施していたが、開始後は窓口等で周知・啓発するに留まっている。</p>	<p>現在社協では子育て総合センターや療育センター風等の託児ボランティアの調整を実施している。ファミリー・サポート・センターとの事業との整理も必要と考えているため、今後の検討が必要である。</p>

(4) 相談支援体制の推進			役割	実績	今後の取組み
⑤権利擁護の支援体制の充実					
総合的な相談・支援体制づくり	⑤-1 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の推進	市 市社協	①支援を必要とする人を本事業等につなぐ	【障害福祉係】 ①支援を必要とする人を本事業等につなぐ 障害者相談支援事業を3法人に委託し、支援を必要とする人を当該事業につなぐ体制を整備している。	【障害福祉係】 支援を必要としている人に対し当該事業につなげていくよう、障害者相談支援事業所等と連携を図る。
			②日常生活自立支援事業の運営 ③支援を必要とする人や関係機関へ広く権利擁護事業の普及啓発	豊岡市社協では、判断能力に不安のある高齢者や、知的障害者、精神障害者などに対して、地域で安心して暮らせるように福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理の支援をする日常生活自立支援事業を実施している。 ①日常生活自立支援事業の運営 ②支援を必要とする人や関係機関へ広く権利擁護事業の普及啓発 判断能力に不安のある高齢者や、知的障害者、精神障害者などへ、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理の支援を実施するとともに、行政・総合相談・生活支援センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター等の関係機関や団体と連携を図りながら、対象者に対する安定した生活のサポート活動を展開した。 【契約件数】 ・平成29年度：豊岡市60件、香美町11件、新温泉町2件 合計：73件 【問合せ・相談援助】 ・福祉サービス利用援助事業：1,888件 ・成年後見制度：30件 ・その他：1,069件 (上半期分集計) また地域包括支援センターにおいて、権利擁護研修会を実施することで関係機関等に対しての啓発とした。	認知症高齢者の増加や単身世帯の増加等が要因となり、日常生活自立支援事業を必要とする方からの相談や契約等が増加している状況であることから、今後は様々な課題に対して広く関係機関と連携を図りながら対応していくこと必要がある。
	⑤-2 成年後見制度利用支援事業の推進	市	①成年後見制度利用支援事業について、住民に情報発信 ②成年後見制度における市長申立 ③「豊岡市成年後見のあり方調査研究会」を踏まえ、成年後見制度利用支援体制の検討	①成年後見制度利用支援事業について、住民に情報発信 【高齢者支援係】 地域包括支援センターを通じて、成年後見制度の普及啓発に努めた。 また、市HP「いきいき豊岡高齢者福祉ガイド」に掲載し、周知に努めた。 ②成年後見制度における市長申立 【障害福祉係】 市長申立実績1件 【高齢者支援係】 地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用支援が必要な者に対して市長申立の支援を実施した。 ※平成29年度新規市長申立て数 1件 (H29年12月末現在) ③「豊岡市成年後見のあり方調査研究会」を踏まえ、成年後見制度利用支援体制の検討 【高齢者支援係】 低所得者等の成年後見制度の利用を円滑にするとともに成年後見人の経済負担を軽減するため、平成29年度から後見人等へ報酬を支払う資力のない被後見人への報酬助成制度を開始した。 ※助成件数 1件 (H29.12月末現在)	【高齢者支援係】 地域包括支援センターと連携し、成年後見制度全体について介護支援専門員等関係者一般住民への周知に努める。 【障害福祉係】 ②支援が必要な人に対して成年後見制度にかかる申立て手続き及び費用の支援を行う。
			①法人後見についての検討	①法人後見についての検討 法人後見については、「成年後見のあり方検討会」の報告書作成後、実際に権利擁護センター等の成年後見制度による体制構築は進んでいない。実際に、権利擁護センター等の設置に向けた検討等を行っていないことが要因。	各種関係機関と権利擁護センター等を踏まえた法人後見についての検討に向けて調整を図っていくことが必要。
	⑤-3 消費生活センターの運営	市	①消費生活センターの設置及び運営 ②住民への啓発活動 ③消費者被害に対する対応	【生活環境課】 ①消費生活センターの設置及び運営 豊岡市消費生活センターの組織、運営等に関する条例に基づくセンターの設置 ②住民への啓発活動 ・出前講座で詐欺の手口及び防止策の紹介 ・市内の全中学校1年生を対象とした講座の実施(年1回) ・講師を招いた市民啓発講座の実施(年1回) ③消費者被害に対する対応 ・相談を受け付け助言や斡旋を行う ・警察との連携	【生活環境課】
			①消費者被害等を未然に妨げる地域づくり活動等	①消費者被害等を未然に妨げる地域づくり活動等 地域づくりを進めるにあたっては地域における消費者被害等に対する課題も出されている。その中で、居場所（サロン・ふれあい喫茶）や見守り会議（話し合いの場）等で啓発を実施した。具体的には、地域のサロン活動等において消費生活センターによる出前講座等の開催によって消費者被害を防ぐ地域づくりも進めた。また、権利擁護担当者が消費生活セミナーや会議等に参加し、連携に向けた取組みも進めた。	今後も地域及び消費生活センター等と連携した消費者被害等の防止等を地域住民に啓発していく。

(4) 相談支援体制の推進		役割	実績	今後の取組み
⑤権利擁護の支援体制の充実	⑤ー4 高齢者、障害者、児童等の各種虐待防止と対応			
総合的な相談・支援体制づくり	⑤ー4 高齢者、障害者、児童等の各種虐待防止と対応	市	<p>①相談対応窓口の周知 ②虐待に関する知識・理解の啓発活動 ③通報や通告に対する迅速な対応 ④各虐待防止センターと連携した虐待対応と事実確認</p>	<p>【高齢者支援係】 ①相談対応窓口の周知 市が委託する地域包括支援センターが高齢者の相談窓口として、高齢者虐待、成年後見制度等の権利擁護に関する相談に対応しました。 ②虐待に関する知識・理解の啓発活動 虐待防止のための啓発や早期発見について、市広報で啓発を行いました。 (市広報：平成29年8月号) ③通報や通告に対する迅速な対応 高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、関係専門機関との連携協力体制の構築を進めました。 また、相談や通報がなされた場合には、迅速に対応し、必要な支援を行いました。 ※虐待受付・対応件数 19件 (H29年12月末現在) ④各虐待防止センターと連携した虐待対応と事実確認 高齢者虐待対応マニュアルに基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況確認する等、事例に即した適切な対応を行いました。</p> <p>【障害福祉係】 ①②③④ 障害者虐待防止については、豊岡市社会福祉協議会へ委託し、虐待防止に関する啓発活動や通報、届出の受理、支援の相談等を行っている。 H29年12月末時点の虐待に係る相談・通報受理件数2件 (うち調査に入った案件0件そのうち指導案件0件)</p> <p>【こども支援センター】 ①相談対応窓口の周知 こども支援センターで相談できる事をホームページやパンフレットなどで関係機関などに対し周知している。 ②虐待に関する知識・理解の啓発活動 虐待防止について、広報・講演会等開催し広く啓発している。 講演会H29.11月実施 広報：10月号（里親） 11月号（虐待） ③通報や通告に対する迅速な対応 通告に対し48時間以内に目視による現認を行っている。 H29.12まで 26回（相談統計より）</p>
		市社協	<p>①関係機関との連携により、高齢者、障害者とその家族支援の充実 ②委託を受けたセンターの運営及び虐待対応 ③虐待防止に関する啓発活動</p>	<p>①関係機関との連携により、高齢者、障害者とその家族支援の充実 ②委託を受けたセンターの運営及び虐待対応 社協では障害者の虐待対応窓口である障害者虐待防止センター（障害者基幹相談支援センター）と高齢者の虐待相談窓口である地域包括支援センターによって虐待相談対応を実施した。 なお虐待対応においては、各虐待防止センターだけではなく、市関係機関等との連携のもと対応していく必要があることからも、連携した対応を行った。また総合相談・生活支援センターでもDV被害等における相談対応に応じるなど、虐待やDV相談に対して広く相談を受けた。</p> <p>③虐待防止に関する啓発活動 虐待防止に関する啓発活動については、障害者虐待防止センター（障害者基幹相談支援センター）が市内の各事業所や施設等を対象に虐待防止研修を行った。</p>
総合的な相談・支援体制づくり	⑥ー5 DV（ドメスティックバイオレンス）対策の推進	市	<p>①DV相談窓口設置及び運営 ②住民に対してDVに関する施策の情報提供</p>	<p>【援護係】 ①DV相談窓口設置及び運営 相談窓口を設置し、関係機関と連携しながらDV被害者に対して適切な支援をした。 平成29年度 4月～12月実績 相談件数 12件 相談回数 96回 支援施設利用件数 1件 ②住民に対してDVに関する施策の情報提供 「くらしの便利帳」「子育て支援ガイドブック」で周知に努め、内閣府の「DV相談ナビ」の登録により、DV被害者が相談しやすい体制を整えている。</p>
		市社協	<p>①地域での見守り体制の構築と通報等の周知</p>	<p>①地域での見守り体制の構築と通報等の周知 DV（ドメスティックバイオレンス）や虐待については早期発見・早期対応が重要であることからも地域で見守れる体制（通報等）づくりを目指すために、地域や地域活動に対する関心を高めるために、居場所（サロン・ふれあい喫茶）や見守り会議（話し合いの場）等の実施を働きかけ、支え合いマップづくり等を実施することで地域をより活動する環境整備を行った。一方でDVや虐待については地域住民も異変に気付いた際にどこに、どのように連絡すればいいのか等、躊躇することも見受けられた。</p>

(4) 相談支援体制の推進			役 割	実 績	今後の取組み	
⑤権利擁護の支援体制の充実						
総合的な相談・支援体制づくり	⑤-6 障害者差別解消法への取り組みの推進	平成28年4月の障害者差別解消法施行に伴い、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生できる社会をつくることを目的に、市、市社協では、障害を理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供に取り組む。	市	<p>①障害を理由とする差別に関する相談窓口の提供</p> <p>②障害者差別解消法の周知、啓発</p> <p>③職員対応要領に基づく対応</p>	<p>【障害福祉係】</p> <p>①障害を理由とする差別に関する相談窓口の提供 相談窓口は社会福祉課障害福祉係としており、今年度の相談実績は12月末時点 で2件あり。</p> <p>②障害者差別解消法の周知、啓発 生涯学習課主催の「市民ふれあいのつどい」において啓発パンフレットを配布 した。また、豊岡市商工会に啓発の場の提供について依頼をし、3月に行う予 定としている。</p> <p>③職員対応要領に基づく対応 市職員による差別的取扱い等の相談は現時点ではない。</p>	<p>【障害福祉係】</p> <p>①相談窓口を社会福祉課障害福祉係とし、隨時、相談を受け付ける。そこで解決できない問題については、適切な相談窓口を紹介する。</p> <p>②新採用の職員や未受講の職員を対象にした研修を実施する。 出前講座による市民等への周知を行う。</p> <p>③対応要領に基づき、不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供を行うとともに、相談に的確に対応する。</p>
			市社協	<p>①障害者差別解消法に関する理解</p> <p>②障害者差別解消法の周知、啓発</p> <p>③福祉分野における対応指針の理解と それに基づく対応</p>	<p>①②③障害者差別解消法に基づき、社協全体で相談業務や窓口業務、事業等を 実施するにあたり、不当な差別的取扱いや合理的配慮を念頭に取り組んだ。</p>	今後も障害者差別解消法に基づき、社協全体で取り組むとともに、地域や各種関係機関にも取り組み等を通じて広く啓発を行っていく。

(4) 相談支援体制の推進				今後の取組み	
(6) こころのケア・相談支援体制		役割	実績		
総合的な相談・支援体制づくり	⑥-1 こころの相談窓口・ひきこもり相談窓口の運営	市	<p>①こころの相談窓口及び、ひきこもりの相談窓口の運営と周知</p> <p>②ゲートキーパーの養成研修の実施</p>	<p>①こころの相談窓口及び、ひきこもりの相談窓口の運営と周知 【障害福祉係】 若者自立支援対策連絡会議は、9月に開催し、ひきこもり支援に関する課題等について協議を行ったほか、支援者のスキルアップのための研修会を3回実施した。 ひきこもり居場所事業については、特定非営利活動法人コウノトリ豊岡いのちのネットワークへ運営補助を行っている。</p> <p>②ゲートキーパーの養成研修の実施 【成人保健係】 ・本庁、各振興局、健康福祉センター、公民館等各関係機関、医療機関にこころの相談窓口チラシを設置し周知している ・こころのケア相談を年6回、こころの相談室を毎月実施している。 相談実績 こころのケア相談14人、こころの相談室22人</p> <p>③今年度末完成予定の「いのち支える自殺対策計画」を策定中。</p>	<p>【障害福祉係】 若者自立支援対策連絡会議では、担当者会において、事例検討やモニタリングを継続的に行う。 ひきこもり居場所事業については、引き続き、運営補助を行う。 【成人保健係】 年度末に「いのち支える自殺対策計画」を策定予定。自殺対策を市全体で推進し、誰も自殺に追い込まれることのない豊岡市の実現を目指します。</p>
	⑥-2 ひとり親家庭への支援	市社協	<p>①情報を得た場合、ひきこもり相談窓口へのつなぎ</p> <p>②関係機関（市関係機関、障害者基幹相談支援センター、総合相談・生活支援センター）との連携体制の推進</p>	<p>①情報を得た場合、ひきこもり相談窓口へのつなぎ ②関係機関（市関係機関、障害者基幹相談支援センター、総合相談・生活支援センター）との連携体制の推進 社協は総合相談センター（総合相談・生活支援センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター）をはじめ、地域担当者（コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター）、介護保険事業所等で広く業務を行っており、ひきこもり相談窓口等の紹介や説明を行った。また、実際につなぐ際には担当職員とも連携して取り組んだ。また、ひきこもり相談窓口であるドーナツの会とも連携し、ひきこもり支援を行った。</p>	<p>・引き続き総合相談・生活支援センターや障害者基幹相談支援センター等が中心となり、また各種関係機関（市、ドーナツの会）と連携しながらひきこもり支援を行っていく。</p>
総合的な相談・支援体制づくり	⑥-2 ひとり親家庭への支援	市	<p>①相談窓口の運営</p> <p>②ひとり親を対象とした各種支援制度の周知</p>	<p>【援護係】 ①相談窓口の運営 ひとり親家庭及び寡婦を対象に、関係機関とも連携しながら、必要な情報提供や指導を行うことにより、問題解決や自立に向けて支援した。また、離婚等による生活の激変に備える必要があるため、ひとり親になる前の離婚前相談等も行った。 平成29年度4月～12月 相談回数 447回 うち、児童扶養手当 118回 その他（DV、貸付、就労等） 329回</p> <p>②ひとり親を対象とした各種支援制度の周知 ひとり親支援事業について、市広報や市ホームページ等を通じて情報提供し、支援につながっている。また、相談時や現況届後の決定通知送付時に事業紹介チラシの配布を行った。 ・児童扶養手当 ・母子父子自立支援員の相談 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 ・母子家庭等自立教育訓練給付金事業 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 </p>	<p>【援護係】 ①社会情勢や生活意識の変化に伴って、離婚によるひとり親家庭が増加し、精神的に不安定なひとり親家庭も多いことから、引き続き、周知・啓発に努め、関係機関と連携し、相談・指導体制の充実を図る。 ②引き続き、ひとり親家庭への支援について、市広報や市ホームページ等を通じて、住民にわかりやすく情報提供する。</p>
	⑥-2 ひとり親家庭への支援	市社協	①情報を得た場合、相談窓口等へつなぐ	①情報を得た場合、相談窓口等へつなぐ 社協は総合相談センター（総合相談・生活支援センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター）をはじめ、地域担当者（コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター）、介護保険事業所等で広く業務を行っており、ひとり親家庭の相談窓口等の紹介を行った。	引き続き総合相談・生活支援センターや障害者基幹相談支援センター等の相談窓口においてひとり親家庭への支援について連携していく。

(5) 連携の推進				
総合的な相談・支援体制づくり	役割		実績	今後の取組み
	①多様な主体ですすめる地域福祉	市	①協議体（地域サポート会議）等との連携	【高齢者支援係】 行政区単位の協議の場と当該行政区を含む地区単位の協議の場（協議体＝地域サポート会議）が整った地区はほとんどなく、それらの連携（支援）はできなかつた。
	①-1 行政区圏域における連携の推進	市	①居場所、見守り、生活支援の構築に向けた支援体制の推進 ②コミュニティワーカー、生活支援コーディネーターの配置 ③行政と連携して、見守り・支え合い会議と協議体（地域サポート会議）等の連携の構築	【高齢者支援係】 行政区で見守り活動を実施することにより、地域課題を早期発見・対応できるように連携の充実に努める。このため、「見守り・支え合い会議」を住民が主体的に実施し、地域課題の情報共有や協議が行えるように支援する。また、行政区圏域では対応できない課題は、地区圏域の地域コミュニティ組織等につないだり、関係機関等と連携して課題解決できる仕組みを推進する。 ●見守り・支え合い会議 コミュニティワーカーは、住民がキャッチした課題を分析し、地域の実情に応じた見守り・支え合い会議（①居場所、見守り、生活支援の3つのステップ）を推進する。また、生活支援コーディネーターも同様に、コミュニティワーカーと連携して住民のニーズ、生活課題を把握し、社会資源の開発の働きかけを行う。
	①-2 地区（地区公民館の区域）圏域における連携の推進	市	①協議体（地域サポート会議）の設置 ②協議体（地域サポート会議）に多様な主体が参加できる地域づくりやネットワーク化に向けた支援 ③庁内の横断的に支援する仕組みの整備	【高齢者支援係】 市が委託する第2層生活支援コーディネーターを通じて、「地域住民が主体的に地域の課題を解決できるよう支援する」というスタンスで取り組んだ。その結果、正式な協議体設置までは至っていないが、いくつかの地区では、定期的に地域課題を協議する事ができた。 ②協議体（地域サポート会議）に多様な主体が参加できる地域づくりやネットワーク化に向けた支援 第2層生活支援コーディネーターは、様々な形で地区に入り、地域コミュニティ組織関係者や地区住民との関係づくりを進めてきた。 また、NPO法人、社会福祉法人等多様な主体に対する生活支援への協力依頼等を行った。 ③庁内の横断的に支援する仕組みの整備 関係部署との情報連携に努め、単独部署での解決が困難な課題については隨時、協議を行った。
		市社協	①地区単位に協議体（地域サポート会議）の運営 ②協議体（地域サポート会議）等の推進（圏域ごとの課題の整理、課題解決に向けた協議の場づくり等） ③多様な主体が参加できる関係機関とのネットワークの構築	【高齢者支援係】 広域的に地域課題を受け止め、課題を話し合う場として協議体（地域サポート会議）の設置が法的に位置付けられており、生活支援コーディネーターが運営にあたることになっているため、地区単位（地域コミュニティ組織福祉部等）で課題を集約し、活動につなげていけるように支援した。 ①②協議体（地域サポート会議）の運営については、明確な地域サポート会議のカタチが明確にできていないため、運営という面ではできていない。一方で、地域コミュニティ組織福祉部等で実際に課題を集約し、活動につながってきている部分も出てきている。 ③支え合いサービス事業等をはじめ、現在地区単位で介護保険事業所、企業等が地域と連携できる体制づくりを目指しているが、地区単位で企業等との関係づくりは広く進んでいない。一方で、支え合いサービス事業所や福祉事業所等との連携や地域での活動の広がりは出来つつある（具体的には施設を開放し相談等にも応じられる地域喫茶や空き店舗を協働で使用する等）
				【高齢者支援係】 生活支援コーディネーターを通じて、地域コミュニティ組織との連携・支援を中心に取り組み、定期的に地域課題の解決・協議をする場（地域サポート会議）が設置されるよう努め、当該メンバーに行政区単位の協議の場の参加者が参画できるよう働きかけを行う。
				今後も行政区で課題を受け止める体制（見守り会議・福祉委員会）の構築を住民とともに働きかけ、専門職（コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター）が参加することで早期に対応できるようにしていく。
				【高齢者支援係】 地域コミュニティ組織との連携・支援を中心に取り組み、定期的に地域課題の解決・協議をする場が設置されるよう働きかけを行う。 そのうえで、地区住民の意向に配慮しながら、第2層協議体（地域サポート会議）の設置（位置付）を目指す。
				今後も引き続き地区単位でそれぞれ行政区等が抱える地域課題について協議し、活動として形作れる環境整備を行っていく。 また、具体的な活動の構築に向けて、地区内での介護事業所や企業等とも積極的に関わりを持てるように進めていく。

(5) 連携の推進			役割	実績	今後の取組み
①多様な主体ですすめる地域福祉					
①-3 旧市町圏域における連携の推進	①地域ケア会議の機能充実 ②地域ケア会議と協議体（地域サポート会議）等との連携促進 ●地域ケア会議 市、市社協では、介護・福祉・医療・健康等、さまざまな面から高齢者を支えるために、地域の関係者や専門職等が地域課題解決のための協議を行う。なお、地域ケア会議の機能や体制のあり方について再検討する。 ●地域福祉推進委員会 市社協は、地域福祉活動を推進していくために、区長・民生委員児童委員・関係機関等で組織される「地域福祉推進委員会」で、行政区や地区的ニーズや地域課題の把握、課題解決に向けた協議を行い、地域力の底上げを図る。	市	①地域ケア会議の機能充実 ②地域ケア会議と協議体（地域サポート会議）等との連携促進	<p>【高齢者支援係】 ①地域ケア会議の機能充実 地域ケア会議の開催 定例として各地域包括支援センターごとに自立支援型地域ケア会議を実施した。個別事例について多職種で検討することにより、個別課題の解決機能の向上を図った。困難事例については、随時個別ケア会議を行うこととしているが、近年はほとんど実績がない。 ○自立支援型地域ケア会議 36回 (各地域包括支援センター 月1回開催)</p> <p>②地域ケア会議と協議体（地域サポート会議）等との連携促進 自立支援型地域ケア会議への生活支援コーディネーターの参加 各地域包括支援センター毎に毎月実施している自立支援型地域ケア会議に、生活支援コーディネーターも参加し、公的サービス以外のサービスや地域での活動（資源）をケアプランの中に位置づけられるよう助言を行った。</p>	<p>【高齢者支援係】 ① 地域ケア会議による個別事例の検討を積み重ね、その結果として地域課題が把握されれば、その内容によって、今後設置について検討を行う地域ケア推進会議（仮）での解決策の検討を行う。 ②引き続き、生活支援コーディネーターと連携し、地域課題の共有・解決に向けた検討を行い、地域に向けた働きかけを行う。</p>
		市社協	①地域ケア会議の運営及び機能充実 ②地域福祉推進委員会の設置及び運営、地域ケア会議や協議体（地域サポート会議）等との連携強化	<p>旧市町圏域で広域的に課題を集約し取組みを話し合う場として、各専門機関の窓口が中心となって課題を受け止め支援を実施するとともに、旧市町圏域で課題等を話し合う地域福祉推進委員会、地域ケア会議の開催を行った。</p> <p>①地域ケア会議は、自立支援型ケア会議となっており、ケアプランに基づいた自立支援であるため、現在地域課題の集約や新たな取組みという面では十分に機能できていない。</p> <p>②地域福祉推進委員会を旧市町圏域ごとに開催し、地域福祉活動、地域づくりの着実な推進に向けて、地域コミュニティや行政区の地域福祉活動実践者で定期的に地域課題の把握、解決に向けた方法・取組み等の協議を行った。地域コミュニティや行政区での話し合いの場について取組み状況や課題等を共有し、協議した内容を活動の場で実践してもらうこともあり、行政区での見守り会議（福祉委員会）とつながった場合もあった。</p>	<p>今後も旧市町圏域で広く旧市町単位の課題を協議し、行政区・地区に対して活動や方法等を広げていけるような働きかけを、地域福祉推進委員会等を通じて実施していく。</p>
①-4 市圏域における連携の推進	市、市社協では、市圏域で、高齢者、障害者、児童等の各分野における協議の場や、総合相談支援ネットワーク推進協議会のような分野を横断した協議の場において、把握された市全体の課題を共有し、解決方法を検討する。また、市全体の課題を解決するため、政策形成・資源開発等に取り組む。なお、市全体の生活支援サービス事業者間のネットワーク等の構築を主導する、「地域ケア推進会議」（第1層協議体）の設置を検討する。	市	①協議の場の開催や協議体の場へ参加し、把握された課題を関係機関と連携し、解決方法を検討 ②府内外の連携体制の構築・推進 ③地域福祉政策に反映する仕組みの整備	<p>①協議の場の開催や協議体の場へ参加し、把握された課題を関係機関と連携し、解決方法を検討 【障害福祉係】 「障害者自立支援協議会」は全体会議と運営会議で構成し、必要な調査及び検討を行う部会を設置している。全体会議は、10月に開催し、各部会からの取組み経過の報告及び第5期障害福祉計画にかかる意見について協議を行った。次回は3月開催予定。【(4)-③-③-1再掲】 【生活援護係】 協議の場の開催や協議体の場へ参加し、把握された課題を関係機関と連携し、解決方法を検討 障害者自立支援協議会、自殺対策府内連絡会議、要保護児童対策協議会等の会議に参加し、関係機関が把握する課題について一緒に検討を行った。 ②府内外の連携体制の構築・推進 【高齢者支援係】 「認知症支援ネットワーク会議」「介護支援専門員連絡会」「介護支援専門員ネットワーク会議」は、（全域）レベルの課題解決・政策形成については、協議組織の設置も含め十分実施できていません。 【生活援護係】 現行体制を維持し、新たな体制の構築や連携機関の拡充は行っていない ③地域福祉政策に反映する仕組みの整備 【生活援護係】 実施できていない。地域福祉の推進状況等を全体的に把握・検証し、コーディネートする体制がとれていないため、政策形成や資源開発等に取り組んでいない。</p>	<p>【障害福祉係】 障害者自立支援協議会については、運営会議を毎月開催し、地域課題についての協議を行うとともに、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に関連する内容について、自立支援協議会を活用した取組みを検討する。【(4)-③-③-1再掲】 若者自立支援対策連絡会議では、担当者会において、事例検討やモニタリングを継続的に行う。【(4)-⑥-⑥-1再掲】 高齢者支援係 まずは、地区レベルの協議の場（第2層協議体=地域サポート会議）の設置を進め、そのうえで、必要に応じて市域レベルの協議の場（第1層協議体=地域ケア推進会議）の設置を検討します。 【生活援護係】 ①地域福祉の全体像を把握し推進するために、組織として動ける人の確保に努める。 ②支援ネットワークの府内関係課の拡充【cf. 評価調書(4)-①-1】</p>
		市社協	①協議の場に参画し、把握された課題を関係機関と連携・協働し、解決方法を検討 ②関係機関との連携体制の構築と推進	<p>①協議の場に参画し、把握された課題を関係機関と連携・協働し、解決方法を検討 ②関係機関との連携体制の構築と推進 市圏域での協議の場として、広く行政区、地区、旧市町圏域における課題を集約し、市・社協等の各種関係機関で仕組みや方法を検討した。実際に、4月から緊急食料支援（フードバンク）事業を市民・企業の協力を得るかたちで本格的に実施し、市全体で課題の集約・取り組みとした。また、関係機関との連携という点で、集約された課題やそれぞれの窓口の課題を「豊岡市総合相談支援ネットワーク推進協議会」「総合相談支援チーム会議」の定期開催によって、府内連携の強化を図った。</p>	<p>今後も市全体の課題を各種窓口や総合相談支援ネットワーク推進協議会において集約し取組みを構築すること、そして府内連携によって関係機関との連携体制の構築を行うことで課題を解決していく。</p>

総合的な相談・支援体制づくり

(5) 連携の推進				
総合的な相談・支援体制づくり	②各種活動団体の連携と活性化	役割	実績	今後の取組み
		市	市社協	
②-1 社会福祉法人等の事業所や企業による地域貢献の促進	<p>市では、地域コミュニティ組織や協議体（地域サポート会議）、総合相談・生活支援体制の構築等をすすめている。今後は、社会福祉法人をはじめ、事業所や企業等の地域貢献の促進を支援するとともに、地域において福祉サービスが充実するように、福祉分野に限らない広い分野の事業所や企業等とのネットワークづくりを推進する。</p>	①社会福祉法人等の連携・ネットワークの構築に向けた支援 ②社会福祉法人をはじめとする事業所等との連携・協働体制の構築に向けた働きかけ ③指定管理者制度の指定を受ける社会福祉法人等への支援の実施	①社会福祉法人等の連携・ネットワークの構築に向けた支援 ②社会福祉法人をはじめとする事業所等との連携・協働体制の構築に向けた働きかけ 【高齢者支援係】 市が委託する第2層生活支援コーディネーターにより、一部事業者間の連携に取り組んだ。（たじま医療生協とコープこうべ）	【高齢者支援係】 引き続き、第2層生活支援コーディネーターと連携しながら社会福祉法人等の地域貢献や事業者間のネットワークづくりに努める。
		①見守り・支え合い会議、協議体（地域サポート会議）等を通じた地域課題やニーズの把握 ②社会福祉法人等の連携に向けたネットワークの構築 ③地域貢献活動の促進に向けた社会福祉法人や企業等への働きかけ ④介護支援専門員連絡会、権利擁護研修会等の開催 ⑤指定管理受託者として、適切な運営管理	改正「社会福祉法」の成立により、「地域における公益的な取組」が社会福祉法人の責務となり、本業務を活かしながら地域ニーズに応じた多様な取組みが求められている。 ②社会福祉法人等の連携に向けたネットワークの構築 ③地域貢献活動の促進に向けた社会福祉法人や企業等への働きかけ 豊岡市の地域課題や福祉ニーズに応じた取組みが推進できるように「社会福祉法人連絡協議会（仮称）ほっとけへんでえネット豊岡」の設立を呼びかけ、社会福祉法人が協働して地域福祉を推進できるような仕組みづくりを進めため、豊岡市内に事業所がある社会福祉法人に呼びかけ連絡会設置に向けた意見交換会（1月29日）を実施した。 企業等との連携については、緊急食料支援事業（フードバンク事業）を通じて、市内のコンビニエンスストアからレトルト商品、建設会社から家電製品等の寄付を頂き、また寄付をいただいた企業等に対してひきこもりがちな生活をしている方等の就労体験の受け入れをお願いする等、企業と連携した支援も展開している。また、婚活事業（はーとピー）においても企業に婚活サポート企業として企業内で婚活PRを実施してもらえるように働きかけ現在では126カ所の企業へと広がっている。	社会福祉法人連絡協議会を設置し、社会福祉法人による公益的な取組みが展開できるように働きかけ、各法人が地域ニーズを早期発見・早期対応できる仕組みを構築していく。また企業等との関係を構築していくことで、広く協働した活動を展開していく。
②-2 専門職の人材育成と人材確保	<p>市では、地域に密着した福祉サービスを安定的に提供するために、専門的な技術や知識が習得できる機会を持つことで、専門職の育成と質の高い人材確保をめざす。</p>	①社会福祉法人等の連携・ネットワークの構築に向けた支援 ②社会福祉法人をはじめとする事業所等との連携・協働体制の構築に向けた働きかけ ③指定管理者制度の指定を受ける社会福祉法人等への支援の実施		
		①見守り・支え合い会議、協議体（地域サポート会議）等を通じた地域課題やニーズの把握 ②社会福祉法人等の連携に向けたネットワークの構築 ③地域貢献活動の促進に向けた社会福祉法人や企業等への働きかけ ④介護支援専門員連絡会、権利擁護研修会等の開催 ⑤指定管理受託者として、適切な運営管理	①見守り・支え合い会議、協議体（地域サポート会議）等を通じた地域課題やニーズの把握 見守り会議（福祉委員会）等、地域活動に積極的に参画できる環境整備を行うことで、各種専門機関が地域と関わるきっかけと地域と協働した支援について実施していく機会としたが、地域活動に対する考え方等が専門職間で異なることから活動に対する啓発が課題となっている。 ④介護支援専門員連絡会、権利擁護研修会等の開催 介護支援専門員連絡会や権利擁護研修会、障害者自立支援協議会、総合相談支援ネットワーク推進協議会、認知症支援ネットワーク会議等、研修会や専門機関の連絡会や協議の場等を通じて、専門職間の支援と人材育成を図った。 ⑤指定管理受託者として、適切な運営管理 指定管理を行なう健康福祉センター等を広く住民活動に活用してもらい、地域住民を含む広く活動者の支援を行ったが、実際には限られた団体の活動となっていた。	今後も引き続き各種連絡会や協議の場を通じた専門職間の支援と人材育成の機会を提供していく。また、健康福祉センターをボランティア団体を含めて、広く地域活動等に活用する中で、人材育成や活動の発展を図っていく。

(5) 連携の推進 ②各種活動団体の連携と活性化		役割	実績	今後の取組み
総合的な相談・支援体制づくり	(2)-3 职能団体の連携促進	市	<p>①社会福祉法人等の連携・ネットワークの構築に向けた支援</p> <p>②社会福祉法人をはじめとする事業所等との連携・協働体制の構築に向けた働きかけ 【高齢者支援係】定期的に実施している介護支援専門員連絡会等の場を活用し、各職能団体に講師を依頼し、研修会を開催した。 また、豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会において、各団体の活動状況について情報交換を行ったり、研修会を開催した。</p> <p>③指定管理者制度の指定を受ける社会福祉法人等への支援の実施</p>	<p>【高齢者支援係】既存の連絡会や協議会を活用し、医療と介護の連携強化に向けた研修会等を開催する。</p>
		市社協	<p>①見守り・支え合い会議、協議体（地域サポート会議）等を通じた地域課題やニーズの把握</p> <p>②社会福祉法人等の連携に向けたネットワークの構築</p> <p>③地域貢献活動の促進に向けた社会福祉法人や企業等への働きかけ</p> <p>④介護支援専門員連絡会、権利擁護研修会等の開催</p> <p>⑤指定管理受託者として、適切な運営管理</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、日高地域がモデル地区になったことで、地域包括ケアシステム構築に向けた作業部会（医師会、薬剤師会、介護支援専門員協会等広く職能団体による協議の場）に参加し、地域包括ケアシステムを基盤とした専門職の連携の在り方について検討を行った。</p> <p>介護支援専門員協会や社会福祉士会等が実施する研修会等に参画することで、専門職間の連携を図った。</p>